個別の論稿に関する著作権その他の権利は、当該論稿の著作者に帰属しています。無断転載等、上記権利を侵害する行為や侵害のおそれのある行為は、法律により禁止されています。

「鎌倉時代の法と裁判」

佐藤雄基

目次

１．はじめに
　１－１　日本法制史の中の中世
　１－２　三問三答
２．どのように裁判に参加させるのか
　２－１　召文
　２－２　問状
　２－３　文書の送達
　２－４　訴訟当事者が幕府裁判を必要とする事情
　２－５　北条泰時書状
３．判決か和解か
　３－１　『沙汰未練書』奥書
　３－２　訴訟当事者間の交渉
　３－３　幕府の方針転換
　３－４　裁判制度をめぐる規範意識
４．法・裁判の知識はどのように共有されていったのか
　４－１　アーカイブズ
　４－２　幕府と当事者の法実践
５．おわりに

1. はじめに

ただ今御紹介にあずかりました、佐藤雄基です[1]。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。私は、文学部の歴史学の出身でして、法の歴史を研究して

[1] 本稿は、令和６（2024）年２月７日に実施された司法研修所の令和５年度ミニ基盤研修（法制史）の講演録に加筆修正を加えたものである。

いると申しましても、皆さまのような法学の専門家、プロの裁判官の前で話すということで大変緊張しております。質疑応答も含めて意見交換の場を設けていただけるということですので、ぜひ私の方もいろいろと学ばせていただければと思っております。それでは、どうか宜しくお願いいたします。

1－1　日本法制史の中の中世

法制史といいますと、皆さん、どのようなイメージを持たれておられますか。古代ローマ法以来の伝統ある西洋法制史に対して、日本の場合、近代に西洋近代法を継受した関係で、近代と前近代のあいだには大きな断絶があると、一般にそう考えられています。したがって、現在を知る上で、前近代の日本法史を学ぶ必要はないという極論も出てきてしまっています。

少し前置きが長くなりますが、日本における前近代の法の歴史を簡単に振り返っておきましょう。古代中国の律令法という法体系の継受によって本格化します。7世紀に中国で隋、そして唐という統一国家が誕生し、朝鮮半島情勢、国際情勢が緊迫化をします。日本の支配者たちは、中国をモデルにした集権的な国家づくりを始めます。その一環として、律令法という古代中国の支配の法が導入されました。律は刑罰、令は官僚組織の運用に関わる行政法のようなものです。一言でいえば、集権的な国家体制・官僚制を支えるための法です。701年の大宝律令施行によって本格的に律令制が導入され、757年には養老律令が施行されます。中国とは異なり、前近代の日本ではその後、律令が新たに作成されることはありませんでした。

律令官僚制自体は、１０、１１世紀には実体を失っていきます。しかし、体系性をもつ巨大な知的な資源として、律令法に含まれる様々な概念や語彙、思考のあり方は、後世に大きな影響を及ぼしていきます。中世の武家政権が作った初めての本格的な法である御成敗式目の、特に刑罰に関わる規定にも影響を及ぼしました。さらに、時代が下って、江戸幕府や諸大名家では、比較的近い時代の中国の法、すなわち明代の律の研究がなされます。また、明治時代の初期に明治維新政府が江戸時代とは異なる新しい中央集権的な法を作ろうとした

とき、1870（明治 3）年に発布された新律綱領、1873（明治 6）年の改定律例において参考にされたのは、明律・清律でした。ヨーロッパの近代法の導入以前、抽象的な概念や体系性を持つ法体系として、律令、特に律の存在は大きかったのです[2]。前近代の日本の法の歴史は、古代に学んだ律令を再利用しながら歩んできた歴史という側面もあるのです。

そのように説明しておきながら、なのですが、604 年に聖徳太子が定めたとされる十七条憲法があります。興味深いことに、中世の日本人は、日本の法の歴史は、中国から導入した律令ではなく、聖徳太子の十七条憲法に始まると考えていました[3]。仏教を日本に導入した聖徳太子は、仏法を守る聖君主として、中世では信仰の対象でした。たとえば、鎌倉幕府が 1232（貞永元）年に制定した御成敗式目は 51 箇条から成りますが、戦国時代には十七条憲法の 17 を３倍した数、51 箇条が式目だという説明がなされるようになります。51 箇条が 17 の 3 倍という説明は、現在でもいろいろな本に書かれている俗説ですが、室町・戦国時代に公家と武家が融合する中で、式目を十七条憲法に結びつける言説が生まれたのに起源があります。1615（慶長 20）年に江戸幕府が天皇・朝廷に対して定めた禁中並公家諸法度も１７箇条から成ります。武士政権もまた聖徳太子の十七条憲法に重きを置いていました。一方で、式目は 16 世紀に各地の戦国大名によって制定された分国法にも影響を与えます。中国法をモデルにした律令とともに、公家・武家の法の観念的なルーツとして、十七条憲法と式目が尊重されるのです。中世人の歴史意識は複雑でした。

---

[2] 公式注釈書『令義解』や惟宗直本による私撰注釈書『令集解』のように、律令官僚制が現実に機能していた 9 世紀段階で作成されて現存する注釈書が令を対象としたものであるのに対して（散逸した『律集解』のように律の注釈書自体は作成されたことは知られていますが)、11 世紀以降重視されていくのは律です（院政期の法書『法曹至要抄』、鎌倉時代の『金玉掌中抄』など)。行政法的性格の強い令に対して、「罪と罰」に関する規定を中心とした律のもつ抽象性・普遍性が重視されたのでしょう。

[3] 佐藤雄基（2023)「五十一という神話：御成敗式目と十七条憲法」(『古文書研究』95、19-32 頁)。

先ほどから古代、中世、近世、そして近代という時代区分を用いております。近世は、豊臣政権ついで江戸幕府が全国政権として確立し、各地の大名とともに幕藩体制を築き、家と村に代表されるような伝統的な社会体制や文化、法意識が生まれた時代です。そして、古代とは、先ほど申しましたように、中国からの文明、律令法を日本社会が吸収していく時代です。その中間の時代が、私の専門にしている中世なのですけれども、一言で言えば、「分かりにくい時代」です。要するに、古代の律令体制や近世の幕藩体制といった明確な社会体制がなかなか見出されにくい時代であって、武士も登場しましたが、公家や寺社勢力と並存しておりました。内乱と社会不安、政治権力の転変が非常に激しい時代です。

そのように流動的で、変化の激しい時代で、統一的な像を結びにくいのですけれども、面白いのは、そうであるがゆえに、ロマンが見出だされ、近代になってから「見たい像」が見られていく時代でした。そして、近代社会が不安を迎え、先行きの見えない時代に中世が振り返られていく現象が生まれます。明治時代は、西洋近代の法制度や裁判制度をどう日本に導入するのかに熱心なのですけれども、大正時代になりますと、ヨーロッパの模倣ではない、日本社会独自のありように関心が向くようになります。そこで律令法が衰退した後の中世の武家法や法慣習のありかたに徐々に関心が向けられるのです[4]。

1－2　三問三答

高校の日本史の教科書にも載っているので、皆さん、御記憶のある方も多いと思うのですけれども、三問三答といわれる鎌倉幕府の裁判制度が戦前から注目をされてきました。後述する『沙汰未練書』という鎌倉時代末期に書かれた書物に手続きがまとめられているのですが、所領をめぐる所務沙汰[5]の場合、

---

[4] 佐藤雄基（2018）「過去の法へのまなざし 日本法史学史」（高谷知佳・小石川裕介編『日本法史から何がみえるか』有斐閣、171-179 頁）。

[5] 以下の説明は、石井良助（1938）『中世武家不動産訴訟法の研究』（弘文堂書房；新版、高志書院、2018）。所務沙汰は一般に「民事訴訟に近いもの」と

まず原告（訴人）が幕府に訴状を出すと、まず問注所に置かれた「所務賦」という機関で、その訴状と証拠文書について、きちんとした資格が原告にあるのか、問題点がないのかチェックをしまして、訴えの受理に問題はないか確認します。それが終わると、当初三方（1269 年以降は五方）の部局から成る訴訟審理機関である引付のうち担当引付を決定します。担当引付では、引付に所属する奉行人の中から籤によって担当者を決めます。その担当奉行から被告（論人）に訴状を送ります。被告は訴状に反論する場合、陳状という文書を出します。この訴状、陳状のやり取りが一問一答なのですが、そのやり取りを３回繰り返すので、三問三答です。

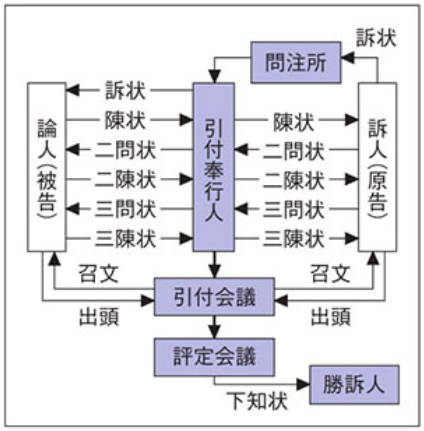

「三問三答」（山川出版社『詳説日本史 B』）

三問三答はあくまでも文書でのやり取りです。それで解決しないとなると、原告、被告を裁判所に出頭させて問答をします。ちなみに、その問答の前に、担当奉行人が訴状、陳状を声に出して読み上げて、原告、被告に聞かせて、内容を確認する「内問答」というプロセスがあります[6]。そして、この三問三答

理解されていますが、鎌倉幕府が支配権をもつ所領や所職（所領に設置された地頭職など）を扱うというイメージです。新田一郎（2018）「「雑務沙汰」覚書」（前田雅之編『画期としての室町：政事・宗教・古典学』勉誠出版）。

[6] 酒井紀美（2011）「六波羅探題における「内問答」と「言口法師」」（『中世社会と声のことば』吉川弘文館、2023 年）

の文書の内容を確定した後、引付頭人（引付の長官）と引付衆が集まった引付会議という合議体の前で、担当奉行人が訴人、論人にそれぞれ問答して、引付会議によって判決原案を作成します。幕府の最高意思決定会議である評定会議（執権・連署も出席します）でこの判決原本が承認されると、下知状という幕府の判決文書が作成され、勝訴した側に渡されます。

この三問三答は非常に整備されたシステムで、これに大正、昭和の研究者も注目をしていくのです。前近代の日本にも、ヨーロッパからの借り物ではない、法治の精神が自前であったのだと。1919（大正 8）年に京都帝国大学教授の三浦周行が、「日本国民の法治国民の素質」は鎌倉時代に見出されると主張します[7]。1938（昭和 13）年には東京帝国大学助教授だった石井良助が、鎌倉・室町時代の武家不動産訴訟法に関する大著を出しますが、これは現在でも基礎研究として通用しております[8]。1930（昭和 5）年には近代歴史学における「御成敗式目」に関する初めての本格的研究書が出されます[9]。このようにして、鎌倉時代へのまなざしが法制史研究の中で登場します。

三問三答というと、丁寧に三回もやり取りすると思う人も多いと思います。しかし、ここで重要なのは、いたずらに長引かせるのではなく、三問三答できちんと終わらせるという姿勢です。三問三答は、高校の日本史教科書では御成敗式目を制定した３代執権北条泰時の時代（13 世紀第 2 四半世紀）に引き付けて書かれているのですが[10]、幕府裁判の実例を見ていると、13 世紀中葉までは三問三答以上やっています。

北条泰時は京都の裁判担当者に対して、訴人、論人が不満を持たないように、どんな枝葉末節なことであってもきちんと書いて鎌倉に報告をするように

---

[7]三浦周行（1925）『法制史の研究　續』（岩波書店）。
[8]前掲石井良助（1938）。
[9] 植木直一郎（1930）『御成敗式目研究』（岩波書店）。
[10] 教科書記述の問題点に関しては、佐藤雄基（2024）「鎌倉幕府の裁判―中世国家の一部分として考えるために―」（高橋典幸編『日本史の現在 3 中世』山川出版社）。

という指示を出しています[11]。どうしてかというと、第２章、第３章で後述しますが、鎌倉幕府は基本的に当事者が納得するということを重視していたからです。納得するまでやり取りさせた方がいいだろうという考え方があったと思っています。ところが、どれほどの重要案件であったとしても三問三答で終わらせるようにという制度になるのです[12]。その一方で、当事者が納得するのを重視せざるを得ないという事情（この事情こそが第２章のポイントですが）は変わりません。そこで、第３章で後述しますが、いわゆる和解（「和与」）が当事者同士で成立するように、幕府の奉行人がある程度積極的に関与するありかたに変化をしていきます。こうした制度の変化の背景には、裁判制度を利用しようとする訴訟当事者の動きがあると考えています。最後に第４章では、訴訟当事者の法知識・法実践について述べたいと思います。

歴史のアプローチは、私の考えでは大きく分けて二つあります。一つは、現

---

[11] 佐藤進一・池内義資編（2001）『中世法制史料集　第一巻　鎌倉幕府法』（岩波書店、第 15 刷）追加法 89（以下「追加法」の番号は同書による）。

[12] 幕府法をみると、弘安の役の直前である 1281（弘安 4）年 4 月に「訴陳状、縦い大事たりといえども、三問答を過ぐべからず」という幕府評定の決定がなされています（追加法 484）。しかし、1270（文永 7）年には「三問三答」が終わったので、早く判決を出すように訴訟当事者が要求しているように（菅原秀氏請文、竹内理三編『鎌倉遺文』東京堂出版、10715 号、以下単に『鎌倉遺文』の文書番号を表記）、三問三答への限定はそれ以前から当事者によっても求められていました。1274（文永 11 年）には、「このような訴訟が出来したときは、訴状を（被告に）下し、陳状を（被告から）召し、その上でなおご不審が残るのであれば、二問二答・三問三答をして、もしくはまた尋問をすることは傍例である」と当事者が述べています（脇袋範継訴状、『鎌倉遺文』11561 号）。三問三答に限定することは誰にとって望ましいのかといえば、「裁判する」コストを削減できる幕府と、迅速な判決を望む（自らが有利であると確信した）当事者です。だが、不利だと悟っている当事者は長期化と論点の拡散を望むので、三問三答に限定するかわりに、彼らに納得してもらうための何らかの仕組みが必要です。そうした事情で和解が推奨されるようになると考えています。なお、三回という数字は、式目第 35 条（第 2 章で後述）にも三度召喚しても不参の場合が規定されていたように、丁寧に判断するための一つの基準と考えられていたようです。

在の起源探しです。近代における法制史研究には近代的なものの起源探しという側面がありました。逆に、現在につながらない過去の歴史は学ぶ必要がないという「極論」も、こうした立場からは成り立ち得る訳です。もう一つは、現在とは異なる価値、秩序、社会の形を過去に求めるやり方です。

私自身は、どちらかといえば後者のアプローチをとって、表面的な似ている／似ていないにこだわらず、過去の社会と今との違いを構造的に捉えながら、人間社会の普遍性や、私たちの現在のありかたを問いなおすような新しい問題の発見につなげていきたいと思っています。今回の話は、そうした点も念頭におきながら、鎌倉時代の社会における訴訟制度の役割を探っていきます。鎌倉時代に裁判を行っていた権力は朝廷や荘園領主など複数存在しており、それらの関係も興味深いテーマなのですが、今日は鎌倉幕府に焦点をあててお話をします。

２．どのように裁判に参加させるのか

2－1　「召文」

まず、鎌倉幕府の裁判で一番問題になっていたのは、人々が法廷に来ないということでした。どうやって関係者をきちんと裁判所に来させて話し合わせるかが重要な課題でした。

それをよく示しているのが、「御成敗式目」第 35 条（史料①）です[13]。

---

[13] 原文は漢文体で書かれていますが、本稿では原則として史料は現代語訳を提示する。「御成敗式目」の原文・書き下し・注釈は石井進・石母田正・笠松宏至・勝俣鎮夫・佐藤進一（1972）『中世政治社会思想　上巻』（岩波書店）、現代語訳は神野潔・佐藤雄基編（2024）『御成敗式目ハンドブック』（吉川弘文館）巻末参照。本稿の現代語訳は後者をもとに適宜修正しました。「御成敗式目」の史料的性格については、佐藤雄基（2022）「御成敗式目の現代語訳はどうして難しいのか：立法技術・語彙・本文に関する覚え書き」（『立教史学』5 号、1-28 頁）参照。

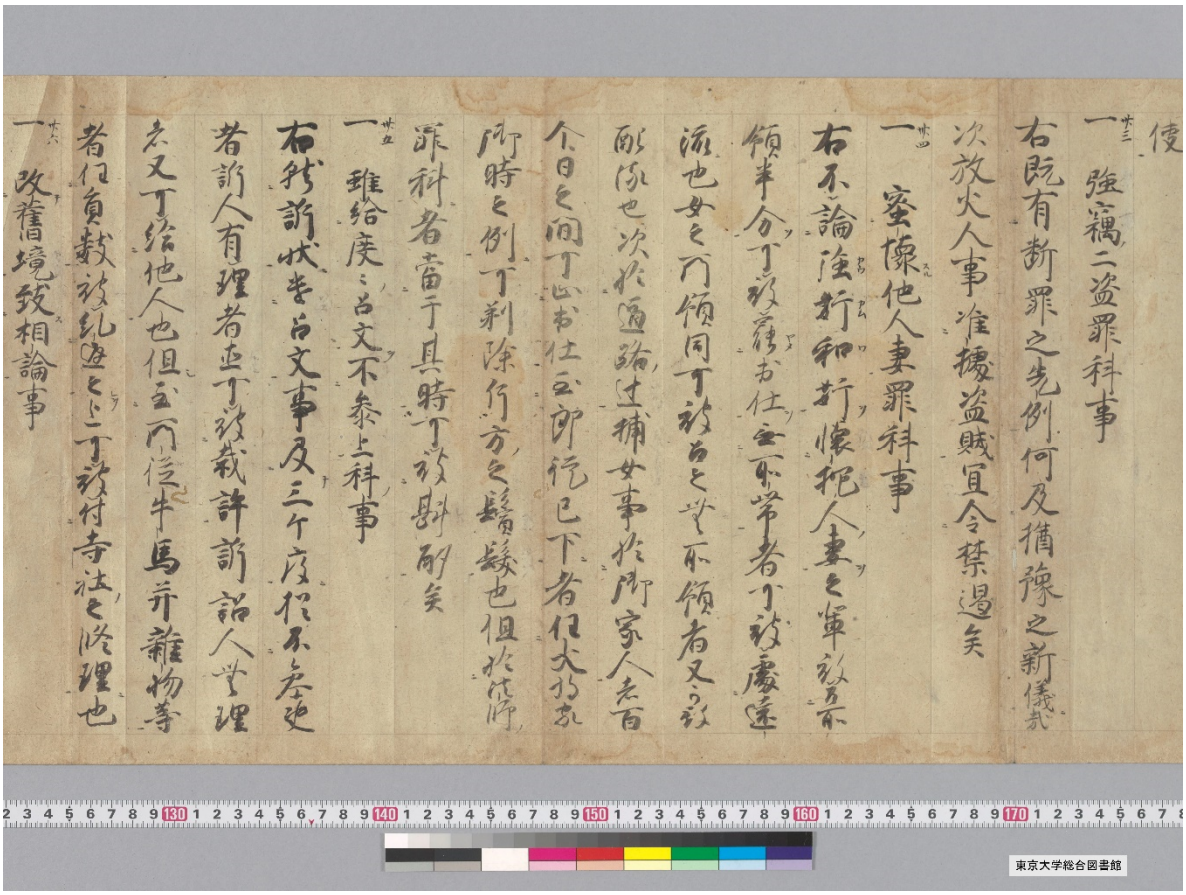

※　画像は、『御成敗式目』（平林本）（東京大学総合図書館所蔵）を改変したもの。３５条は、画像の左から６行目の「一　雖給度々」で始まる部分である。

●史料①「御成敗式目」第 35 条

幕府から何度も（被告を法廷に呼び出す）「召文」を送付しても、（被告が）審理の場に参上しない罪について。

（原告から幕府に提出された）訴状を受理してから、「召文」を送達することが三度に及んで、それでもなお被告が審理の場に参上しないのであれば、原告に道理があればただちに（係争地を原告に与えるという）判決を下す。原告に道理がなければ、（被告が実効支配している）係争地を没収し、第三者へ与える。ただし、所従や牛馬、そのほかの財産（が争われている場合で、同じく

原告に道理がない場合、それら[14]）は、本来の数量を計算して没収して、寺社の修理費用に充てる。

所領を押領している被告がいて、その所領を取り戻そうとしている原告が幕府に訴えているという状況が想定されています。幕府から「召文」という召喚状が出されたのにもかかわらず、出頭しない者は敗訴にするという敗訴罰です。興味深いのは、この時期こういった趣旨の法令が、式目制定以前から繰り返し出ていることです。式目が制定された 1232 年の年末にも、次のような指示が六波羅に出されています[15]。

●史料②

三度、「召符」を送達しても、被告が参上しないことについて。

理由なく、召喚に応じなければ、原告に（その訴えを認める）命令を下す。もし、（いったん）命令をくだしたとしても、被告が証拠文書をもって（幕府に）抗弁したならば、（あらためて）調査を行う。

召文に被告が応じなかったことを理由に、原告に一旦、判決を出したとしても、その後被告が出頭したら改めて審理をやり直すと書かれています。何と

---

[14] この解釈は佐藤雄基（2023）『御成敗式目』（中央公論新社）180 頁で示しました。従来、この箇所は逐語訳が難解な箇所とされてきました。笠松宏至は私のような解釈には否定的ですが、代案は示されていません（『中世政治社会思想　上巻』岩波書店、1972 年、27 頁）。係争地に付随して、被告がそこで獲得した「所従や牛馬、そのほかの財産」を意味する可能性もありますが、まず「糺し返」させるべきは、押領期間中に獲得した年貢などの収益であり、ここは「所従や牛馬、そのほかの財産」自体が争われている場合と考えるのが自然ではないでしょうか。「御成敗式目」第四十六条は、所領の領主交代の際、新領主が前領主の私物雑具・所従・牛馬を差し押さえてはいけないという規定で、むしろ所領と動産が区別されていたことが分かります。

[15] 追加法 50。

か被告に法廷に来てもらうことを幕府は重視していました。式目第 35 条よりも当時何が課題だったのかがクリアになっていると思います。

幕府の法令といいましたが、実際には幕府の命令といったほうがよいかもしれません[16]。このように同内容の法令が繰り返し発布されていたことは、法廷に呼び出しても被告が出頭しないという事態が解決されず、深刻な問題だったことを示しています。

法廷に出頭するのは最終段階で、それ以前には訴状、陳状という書面のやり取りもありましたが、この書面を出さないということも日常茶飯事でした。出頭しなければ、一方的に自分が不利になるだけではないかと思われるかもしれませんが、この式目第 35 条や同趣旨の法令は、13 世紀の終わり頃まで 50 年近く適用されなかった、少なくとも適用された形跡がないということが知られています[17]。わざわざ繰り返し史料①のような法令を作っておきながら適用しないのはどうしてでしょうか。

2－2　問状

さて、この召文を誰が運んだと思いますか。その当時は郵便局、郵便制度もないわけです。それを考えるヒントが「御成敗式目」第 51 条（史料③）です。

●史料③「御成敗式目」第 51 条

幕府の発給した「問状」を手にして、それに乗じて原告が不法行為をすることについて。

---

[16] 記録が残され、後世編纂された「追加集」に含まれたために、現在では「幕府法」として知られています。現在「幕府法」として知られているものに多様なものが含まれることは、前掲佐藤雄基（2024）「鎌倉幕府の裁判」。

[17] 古澤直人（1991）『鎌倉幕府と中世国家』（校倉書房）。召文に関する研究史は、問状に関する研究史は、工藤祐一（2024）「式目三十五条　召文違背の咎―幕府裁判と社会との接点を読み解く」（前掲『御成敗式目ハンドブック』）参照。

訴状にもとづいて（訴状の内容に関して被告に問い合わせをする）「問状」を発給することは通例である。ところが、「問状」を根拠にして（原告が）不法な実力行使をするのは悪い行いであり、処罰は免れ難い。訴えの内容が明らかに間違っているならば、「問状」を発給することは一切しないことにする。

訴訟が出された、このような訴えが来ているけれどもそれは本当ですか、異論があったら陳状を作成して反論してください、そのように訴えられている側に尋ねる文書が問状です[18]。この問状を用いて原告が不法行為を行っていたらしいのです。たとえば、被告が占有している田畑にこの原告が問状を持って乗り込んで、この土地の正当な権利者は自分であると主張して、稲を刈り取る、そういった行為が行われていたようです。

こうした事態から想定されるのは、この問状を被告のもとに運ぶのは原告自身だということです[19]。先ほど紹介した召文も、原告本人が被告のもとに運んでいたのですが、そこで問状の場合と同様にトラブルが生じていたことが知られています[20]。

元々原告と被告は対立関係にあるので、原告が問状を運んで、被告、対立している相手と対面した場合、当然、けんかやトラブルが発生するという事態は容易に想像できます。そうではなく、問状を根拠にして原告が実力行使を図るという事態が生じていたのです。原告は何を考えて、この問状を根拠にして自分に権利があると考えていたのでしょうか。

---

[18] 問状に関する研究史は、木下竜馬（2024）「式目五十一条　問状と裁判手続」（前掲『御成敗式目ハンドブック』）参照。

[19] このこと自体は研究史上、すでに常識的な理解です。前掲石井良助（1938）123 頁、羽下徳彦（1981）「訴訟文書」（『日本古文書学講座 5』雄山閣出版）80 頁など。ただし、2－3 で後述するように、その評価についてはなお議論の余地があります。

[20] 岩元修一「訴状を封じ下す手続き」（『初期室町幕府訴訟制度の研究』吉川弘文館、2007 年、初出 2002 年）191 頁。

問状とはどのような文書であるのか、具体例をみておきましょう。

●史料④1205（元久 2）年の問状（関東御教書）の一部（『鎌倉遺文』1542号）

春日社（訴人）の訴状を送達する。それによれば、社領に乱入して不法行為を働いているとある。詳細は訴状にある。前例のない不法行為であれば、その行為を停止しなさい。もし言い分があるようであれば、陳状を提出しなさい。

●史料⑤1269（文永 6）年の問状（関東御教書）の一部（『鎌倉遺文』10474 号）

肥前国御家人戸町小三郎俊基が訴える、同国戸八郷内四箇所浦々を押領しているということについて、訴状を送達する。詳細は訴状に書かれている。早く抗弁しなさい。

史料④は 1205 年、史料⑤は 1269 年の問状で、半世紀以上の差があります。史料⑤はシンプルな内容です。それに対して、史料④は幕府の裁判制度がまだそれほど発達していない段階のものです。この訴えのとおりなら不法行為であるから、すぐ停止しなさい、もし反論があれば陳状を出しなさいという文言が特徴的です。史料④のような問状の確認される 13 世紀前半に「問状を利用した狼藉」が史料上確認されることから、式目第 51 条において想定されていた問状も史料④と同様のものであったと考えられています[21]。

史料④に特徴的な文言は、鎌倉時代前期の判決文書にもみられます。

●史料⑥1240（仁治元）年「事実者」文言の幕府命令（『鎌倉遺文』5635号）

[21] 山本幸司(1985)「裁許状・問状から見た鎌倉幕府初期訴訟制度」(『史学雑誌』94 巻 4 号、427-457,564 頁)。

筑前国怡土庄（現福岡県福岡市・糸島市）内の篠原・安恒両村について。
両村は、肥前国佐志九郎増（ますし）の訴えによれば「妻の草部氏が相続した私領であることは間違いないのに、地頭の清親が理由なく横領した」という。もしその訴えが事実であるならば（「事実たらば」）、けしからんことである。大した理由なく、御家人の所領を妨げるようなことがあってはならない。早く横領を止めさせて、代々相続してきたという道理にしたがって、増に両村を支配させるように。鎌倉殿の仰せによって、以上のように命じる

史料⑥は 1240 年の幕府の命令書です。係争地をめぐって、一旦、訴えている人の訴えを聞いて、もしその訴えが事実であるならば、けしからん、と。すぐその違法行為を、横領行為をやめなさいというふうな命令の内容になります。もし事実であればという部分は、原文には「事（こと）実（じち）たらば」とあり、研究上、「事実（ことじち）たらば」文言と呼ばれています[22]。不法行為であればその行為をやめなさいという問状の文言は、事実者文言の命令と非常に似ているわけです。ここから初期鎌倉幕府における問状と判決文書の機能的な近さが指摘されています。

史料⑥のように、訴えている人間の訴えをそのまま聞いて、簡単に幕府命令を出してよいのか疑問に思われる人もいるかもしれません。ここで、考えなければならないのは、訴えている人が史料⑥のような文書を幕府から獲得した。それによって自動的に係争地、この場合は福岡県のある村なのですけれども、それが自分のものになるわけではないのです。あくまでその時点では紙切れ 1 枚なわけです。その権利を実現するための制度、いわゆる強制執行の制度はあるのかないのか非常に曖昧でした[23]。この史料⑥を得た人は、この文書 1 通を手にして、自分で現地、この場合は福岡県に下って、現地の関係者や係争相手

[22] 前掲山本幸司(1985)。
[23] 当事者の働きかけやその属性によって、ローカルな権力が裁許の実現に協力してくれることはありました。

に史料⑥を見せて交渉しなければなりません。いわゆる自力救済をせざるを得ない状況がありました。その時点で、現地を現実に支配している、訴えられている側がもし反論するとすれば、幕府に訴えることでしょう。そのように考えるならば、史料⑥のような「事実たらば」文言の裁許状は、訴人がそれを受け取り、訴えられている側との交渉を開始するツールとして機能し、訴えられている側に幕府への出頭を促す、という点において、史料④の問状の機能とそれほどの違いはありません。

ところが、幕府は、承久の乱後、紛争当事者のうち片方の訴えに応じて「事実たらば」文言の裁許状を出すということは控えて、両方の当事者の言い分を聞いて判決を出すことを重視するようになります。そのために史料④のような問状を出すのです。しかし、幕府に訴えた側からすると、問状も「事実たらば」文言の裁許状と同じようなものとして受けとめられていて、現地では平和裏に解決せず、訴人がこの問状を持って実力行使に及ぶという事態が多発していました。それが「御成敗式目」第 51 条の背景にあるわけです。現地で問状による狼藉をされた側、つまり訴えられた側は、今度はその狼藉を幕府に訴える訳です。結果として、紛争当事者双方とも幕府法廷に訴え出るようになります。

2－3　文書の送達

ここであらためて考えなければならないのは、問状にせよ、召文にせよ[24]、どうして訴訟当事者が運ぶのかという問題です。そもそも彼らは自分で運びたかったのでしょうか。ここで比較対象として挙げておきたいのは、百姓が自分の領主を、不法行為をしていると言って幕府に訴える、というタイプの訴訟類型です。百姓と領主では力関係の差があったので、百姓が召文を自分の土地の領主のもとに運んでも相手にされないということが現実問題ありました。幕府は、政治改革の一環として、百姓の訴訟に対して、幕府役人を使者に任命して、

[24] なお、鎌倉後期の問状と召文の関係については、岩元修一「召文・問状覚書」(『初期室町幕府訴訟制度の研究』吉川弘文館、2007 年）171 頁。

期限を明示した召文を領主のもとに送達させる仕組みを作りました[25]。

百姓に限らず、武士であっても、荘園領主であっても、幕府の役人が使者になって、現地に召文とか問状を運んでくれるのであれば、それが望ましかったと思われます。ところが、幕府が使者を派遣するということはまれでした。これは難しい問題なのですけれども、訴訟当事者は自力で問状を運ぶべきだと、何かそのような理念が幕府の側にあったという訳ではないと私は考えています[26]。現実問題として、幕府のマンパワーやリソースが非常に限られていて、対応不可能な状況があったのだと思われます。

さらに付け加えるならば、召文や問状の運び手として役人を現地に送ること自体が、幕府にとってリスクのある行為だったのではないかと考えています。

鎌倉幕府成立に先立つ院政期（12 世紀）には、朝廷の使者（官使）がしばしば紛争現地に下って調停をしたり、紛争地の調査を行ったりするということがありました[27]。そこでしばしば問題になっているのは、例えば使者が紛争当事者の片方から賄賂を取って、要するに片方の肩入れをしたり、結局、現地で武力行使を行ったりして、紛争の原因となるという事態でした。鎌倉後期には、幕府の使者が被告のもとに文書を運ぶという事例もありますが、興味深いことには、そのとき、訴人、原告の使者も幕府の使者に同行して道案内をしている様子が確認されます[28]。つまり、権力側が使者を現地に下すといっても、当事

---

[25] 追加法 262。宝治合戦の翌 1248（宝治２）年で、北条時頼による改革の一環でした。

[26] 戦後の日本中世史研究をふりかえると、マルクス主義歴史学の影響もあって、国家支配に対するネガティブなイメージが強く、中世の自力救済に対して人びとの権利主張というポジティブなイメージが投影されているきらいがありました。そのために、当事者が召文を運ぶようなありかた自体も、研究者によってあたかも当然のように受け取られ、統治者による放置・放任という側面への評価が甘かったのではないかと思います。佐藤雄基（2021）「鎌倉幕府政治史三段階論から鎌倉時代史二段階論へ」(『史苑』81 巻 2 号、9-36 頁)。

[27] 小原嘉記（2004）「平安後期官使派遣の特質」(『ヒストリア』192 号、24-50 頁)。

[28] 近藤成一「裁判のしくみと相論」(『鎌倉時代政治構造の研究』校倉書房、

者の働きかけが大きいのです。院政期も鎌倉後期も、地域社会での秩序が流動化して、中央権力の使者（官使や幕府使者）が現地に呼びこまれていく点は似ています。

現在と違って、地図、地籍図、土地台帳、戸籍、そういったものがない状態で、中央権力は現地のことをそもそも十分に把握できないわけです。当時の社会、国家体制は、地方の有力者、ボスを一人一人、中央の方で把握して、例えば都の貴族がその地方の有力者を荘園の管理人に任命し、その影響下にあるエリアを荘園にする、人的なつながりによって実際の支配を実現させているような体制でした。

そのような社会では、現地に不案内な幕府の使者が、原告のために文書を運んで現地に下るということは、幕府自体が現地での紛争に関わっていく、関与せざるを得なくなるというリスクがありました。院政期の話ですが、官使が現地に下っていく状況は、一見すると中央権力が地域社会に影響力を行使するという意味で権力強化にもみえますが、実態としては地方のローカルな争いに中央権力が巻き込まれる状況であったわけで、鎌倉幕府成立に帰結した全国的・長期的な内乱（治承・寿永の内乱）が 1180 年代に起こる前提条件となりました[29]。そのため、特に鎌倉中期の幕府は、いわゆる強制執行を含めて、現地での実際の権利の実現、トラブルの解決にかなり及び腰でした。可能な限り避けよう、当事者に任せようとする姿勢がありました。これが、召文や問状を訴訟当事者本人が運ぶという実態の背景としてあったわけです。

2－1 の最後に「わざわざ繰り返し史料①のような法令を作っておきながら適用しないのはどうしてでしょうか」と申しました。先行研究では、鎌倉幕府は道理に基づく裁判を志向したので、片方の当事者の言い分を聞かないで一方的に判断を下すことを避けたというように説明されることが多いのです[30]。しかし、実際に運用されなかったのは、以上に述べたような事情によるものだと

2016 年、初出 2000 年）176 頁。

[29] 『御成敗式目』18-20 頁で素描しました。

[30] 前掲古澤直人（1991）。

考えております。訴訟当事者を何とか裁判に参加させるために、幕府は「御成敗式目」第 35 条のような法令を出しましたが、脅し文句のようなものに終わってしまったのです。

2－4　訴訟当事者が幕府裁判を必要とする事情

ここで視点を変えてみますと、なぜ幕府の裁判を訴訟当事者たちは必要としていたのでしょうか。結局、幕府が判決を出しても、それを手にして自分で権利を実現せよということでしたら、幕府に訴えずに、実力で奪い取った方がいいのではないかという考え方もあるわけです。実際に幕府に訴えずに武力行使に及ぶ、そして土地を奪い返す、そのような紛争は日常茶飯事でした。武力行使以外にも、近隣の有力者や一族の仲介で、話合いで和解するという手段もありました。幕府の裁判は紛争解決手段として自明ではありません。幕府法廷に提訴されるのは、あくまで氷山の一角でした。

幕府の裁判も各地方に裁判所があるわけではありません。国ごとに国司という地方行政機構のある古代、守護が分国統治を担う室町時代に比べて、鎌倉幕府の地方統治はしっかりしていませんでした。そのため国ごとのローカルな争いが中央に持ち込まれやすい構造がありました。鎌倉幕府、京都におかれた六波羅探題、そして蒙古襲来の後に博多に鎮西探題という九州の出先機関が設置されますが、この三つが全国の訴訟を扱うのです。それは訴訟当事者にとっても大変な負担だったはずです。非常に時間もかかるし、お金もかかります。それにもかかわらず、幕府に訴える人間が絶えなかったのです。

何故なのか、史料的に確かなことが言いにくく、難しい問題なのですが、一つは、何もないよりは幕府の判決なり、何か文書、それが問状であれ、召文であれ、判決文書であれ、何かがあった方が現地で問題を解決する、そのための交渉を始めるときに何かしらの役に立ったわけです。少なくともそのような期待があったのだと思います。肝心なのは、そのような儚い期待にすがるほか

には、問題を自分たちで解決するのが困難だったという状況です[31]。

中世、特に鎌倉時代は分権的な社会でした。社会の中で様々な権力に連なっていく人たちが混在し、混乱は極まっておりました。ローカルな社会内部での調整は困難でしたし、紛争の解決のためにどこの権力を頼るか、裁判所をどこにするかということもまた、人びとにとって決して自明ではなかったのです。だからこそ、交渉の道具、ツールとしての幕府の文書には、抽象的な言い方ですけれども、問題解決に向けた交渉の手段となり得たのです。逆に言えば、そうであるがゆえに、先ほど式目 51 条に見たような問状ですら、その問状を手にして自分の権利が幕府によって認められたのだと考えて、現地で狼藉を行う、そのような事態も頻発していたわけです。

2－5　北条泰時書状

歴史の教科書で「三問三答」の図をみた人は、しばしば鎌倉幕府がしっかりとした統治体制を築いたと考えてしまいがちです。しかし、現実には、社会が

---

[31] 幕府文書を必要とした理由について、古澤直人（1992）「鎌倉幕府の法と権力」（笠松宏至編『法と訴訟』吉川弘文館）17-18 頁は、「間接的に、自分と相手とを実際上拘束する社会的な力として働いたから」であり、地域社会の人びとに自己の正当性を示すためであることを示唆しています。新田一郎（1995）『日本中世の社会と法：国制史的変容』（東京大学出版会）も、「文書に期待される機能は周辺の第三者群に対するアピールの機能にある」（83 頁）と述べますが、その背景に「周辺の第三者群の反応を一般的に整序する有効なシステムが確立されていなかった」（88 頁）状況を想定しており、「とにかく文書を所持していることが、文書を所持していない場合とは異なる殊更な効果を期待されるとする意識は、文書に卓越した法的効力を認めている「公武政権や本所の文書主義」と無関係に成立したもの」（82 頁）ではないかと論じています。どちらの認識も的確だと思いますが、肝心な点は、ローカルな社会における自律的な秩序をあまり実体的に捉え過ぎてはいけないということです。鎌倉前期の社会では、武士や地頭という新たな権力が生まれて、権利関係が錯綜する中で、平安期以来の社会秩序が流動化しており、地域での自律的な紛争解決がむしろ難しい状況が発生していたことが重要なのではないかと考えています。

混乱を極めていたからこそ、「裁判してくれる権力」が人々によって求められ、幕府は及び腰ながらその期待に応えようと模索していたのです。その中で、「御成敗式目」制定当時の鎌倉幕府は、「事実者」文言の裁許状を出すのではなく、両方の当事者をきちんと法廷に呼んで、話を聞いて、裁判しようとしていたわけです。この点と関わって重要になってくるのが北条泰時の考え方です。史料⑦は、1232（貞永元）年 8 月 8 日付で御成敗式目制定意図を弟の六波羅探題北条重時（さらに重時を介して京都公政権側）に伝える北条泰時の書状になります。

●史料⑦北条泰時書状[32]

人びとの訴えを裁くとき、同様の争点を持つ訴訟の場合であっても、立場が強い者は自身の主張が認められ、立場の弱い者の主張は打ち捨てられてしまう状況であることから、できる限り念には念を入れて公平を心がけて審理していますが、そうだとしても、自然と訴訟当事者の立場の強い・弱いに従って判決に軽重などが生じてしまいかねないので、そうならないように、前もって「式条」を作りました。その「式条」の写しを一通、お送りいたします。裁判では、基本的に律令格式の規定に基づいて裁判をするべきなのでしょうが、田舎には律令の内容をある程度でも知っているような者は、千人・万人の中に一人さえもいない状況です。なので、犯せば罰せられるのが当然な盗みや夜討のような犯罪でさえも企てて、その身を破滅させてしまう御家人たちが多くいます。まして、法令の中身について理解のない者が、してはいけないということも知らないでやってしまっている現地での行為などを、（本所からの訴えを受けた鎌倉幕府の裁判において）律令格式の法文に従って判断するのであれば、当事者である御家人たちからすれば、鹿を捕まえるための落とし穴が掘ってあ

[32] 前掲『中世政治社会思想　上巻』。現代語訳は神野潔（2024）「御成敗式目の制定過程とその目的」（前掲『御成敗式目ハンドブック』）18-20 頁、佐藤雄基（2023）42-44 頁を一部修正しました。

る山の中に入って行って、知らずに穴に落ちてしまうようなものはないでしょうか。このような事情からか、大将殿（頼朝）の時代には、律令格式に従って裁判することはありませんでした。代々の将軍の時代にもそうしたことはなかったので、今日でもその先例を手本として真似ています。

つまり、従者が主人に対して忠義をなし、子は親に対して孝行をし、妻は夫に従うならば、心が曲がっているような人の訴えは退け、正直な言い分の訴えは認め、自然と人々が安心できることになると考えて、このように法を制定しましたが、京都のあたりではきっと、「知識のない東国の田舎者たちが書きまとめたものだ」とばかにして笑う人もいるだろうと気後れし、恥ずかしいのですが、とはいえ前もって法を定めておかなければ、訴訟当事者の立場の強い・弱いによって判決にも差が出てしまうので、このように法を制定したのです。関東御家人、守護所、地頭には広く知らせて、このたび法を制定した趣旨をよく理解させてください。まずは、この法を書き写して、守護所には個別に配布して、各国内の地頭御家人たちに言い含めてください。この法で漏らしている（制定できていない）ことがあれば、追加して書き加えるつもりです。あなかしこ。

この史料⑦は、高校の教科書にも載っている著名な手紙ですが、北条泰時が公平性を非常に重視していたということが明らかになると思います。ここで、差し支えなければ、この史料⑦を読んでいただいて、御自身の御体験に照らし合わせてでもいいのですけれども、もし何か感想がありましたら何か御発言をいただけないでしょうか。

○研修員Ａ

史料⑦を読むと、当事者の立場がどちらが強いか弱いかに従って結論が変わってはいけないのだというのがかなり通底しているように思いまして、そこで言う公平性というのは、立場の強い、弱いに左右されてはいけないという考え方が一つあるのかなと。そのために、立場によって左右されない、一般論としてのルールを事前に作っておくのだということを考えていたのだろうなとい

うことを一つ思ったのと、もう一つは、ルールを前もって知らないと落とし穴に落ちてしまうということがあるので、前もって知って、そのルールを知った上でみんなに行動してもらうということが大事なのだという二つの考えを私は読み取りました。

○講師

立場の強い、弱いで変わってはいけないというのが一つ大きいポイントです。もう一つ特徴的なのは、知らないで罪を犯してしまってはいけないのだ、だからあらかじめ知らせないといけないのだという点で、ここは非常に面白いポイントだと思います。日本の前近代における法は、お上が定めるもので、役人のマニュアルという性格が強いとよく言われております。つまり、この場合で言えば、役人が、相手の立場の強い、弱いで判断がぶれないように、事前にマニュアルとしての式目を作って、それにのっとって、きちんとぶれない判断をしようという考え方がみえます。しかし、それだけではなく、法を知らないで罪を犯した人を法の通りに罰してよいのかという、中世法の歴史の中では新しい、少なくとも決して当たり前ではなかった考え方を泰時は示しています。

実際、後段の方では、この法を書き写して、全国の御家人に伝えなさいと指示しています。何故このようなことをしたのかが、私が『御成敗式目』という新書を執筆したときの大きな問いでした。

それから、強い、弱いで区別してはいけないのだと言う一方で、御成敗式目は「従者が主人に対して忠義をなし、子は親に対して孝行をし、妻は夫に従うならば、心が曲がっているような人の訴えは退け、正直な言い分の訴えは認め、自然と人々が安心できることになる」と述べるように、主従関係や親子関係、妻と夫など、社会的立場の一般的なカテゴライズに基づく序列、秩序を重視しております。51 箇条の本文の中でも、人間関係を規律する道徳にしばしば言及しています。

御成敗式目の制定意図を伝える泰時の書状における、相手の強い、弱いで判断が変わってはいけないという平等性、あるいは事前に作っておくマニュア

ルとしての性格、法を知る、アクセスすることの公平性[33]を強く意識している部分がある一方で、非常に道徳的な内容をもつ部分がある。それぞれ読み解く必要があると思っています。

その上で、内容の方に移っていきますけれども、強い、弱いというときに、誰をどう想定していたのかという問題が重要です。泰時書状の背景として、式目制定の１１年前に勃発した承久の乱（1221 年）を考えなければなりません。幕府が承久の乱に勝利して、後鳥羽上皇側の所領３，０００か所以上を没収して、たくさんの関東の武士が西国、西日本に移り、そこで新たに領主、地頭となっていくわけです。そこで非常に多くのトラブルを起こすわけです。

誰が弱い立場にあるのでしょうか。この当時の紛争のパターンとしては、被告が地頭で、原告は京都の荘園領主であるわけです。従来の研究では、承久の乱に勝利して幕府の地位が上昇したと考えていました。つまり、承久の乱以前は、荘園領主と幕府とは対等だったので、荘園領主からの訴えといっても、幕府への交渉や要請という性格が強いと考えられてきました。そして、幕府は基本的にその荘園領主の訴えを認めました。つまり、先ほど申しました「事実たらば」文言の文書を出していたわけです。それに対して、承久の乱後は、幕府は荘園領主よりも高い公権力の地位になり、幕府の下で荘園領主と地頭が対等な当事者として争うようになったことで、荘園領主の下で相対的に弱い法的な立場にあった武士の法的な地位が向上したという議論が研究史上の通説です[34]。そうした文脈でいえば、泰時のいう、法を知らないがゆえに罪を犯してしまった人は地頭、御家人、武士である、武士を守るために、武士たちに法を分かってもらう必要があるのだと、そのような考え方を読み取ることができます。

ただ、先ほどから申しているように、荘園領主側が仮に幕府から判決を得たとしても、それで自動的に武士たちは権利を失って土地を荘園領主に引き渡すかというと、そんなことはないわけです。結局、新たに武士たちが西国に大量

---

[33] 神野潔（2024）「御成敗式目の制定過程とその目的」（前掲『御成敗式目ハンドブック』）21 頁。

[34] 前掲古澤直人（1991）。

に進出する。それまでの慣行、ルール、そういったものが通用しなくなる。そういった状況の中で、荘園領主側の言い分だけ一方的に聞いて判決を出す、あるいは武士たちが法を知らずに、裁判に召文で呼んでも参加しないまま、荘園領主に勝訴の判決を出したとしても、問題は解決しないわけです。結局、現地で荘園を押さえている武士は、幕府の命令を聞かないわけです。だから、幕府は武士たちを法廷に呼び出し、荘園領主ときちんと話合わせる、交渉のテーブルに乗せることを必要だと考えました。

現実問題として、律令を知らない武士が地方で犯罪、罪を犯してしまったとしても、その処罰をできる権力がいないわけです。そのような現実を前提にしてこの史料を読み解いていく必要があります。有り体に言うと、そもそも罪を犯させないようにする、そこに力点があったわけです。法を知らずに罪を犯してしまう地頭、御家人、武士たちを罰するだけではいけないから、きちんと法を分かってもらおう、彼らが分かるための法を作ろうという北条泰時の姿勢は、判決を出したとしてもそれが強制執行されるわけではない現実を踏まえて、武士たちの法廷への参加を最優先にした考え方と共通していており、そこに泰時にとっての切実さがあったのではないかと思います。

第 4 章でまた触れますけれども、今と違って学校教育はない時代でしたから、武士たちに法を知ってもらう、あるいは裁判制度というものをきちんと理解してもらうのも簡単なことではないわけです。

1230 年代の段階で、幕府が自分のところで、幕府で交渉のテーブルをきちんと用意する。それは紛争の解決に責任を持つという態度であり、幕府に訴えれば、一応、そのような交渉のテーブルが用意されるという仕組みができたことの意義は大きいと思っています。幕府に訴えれば何らかの解決の取り組みがなされるかもしれないという「期待」が生じ、多くの人びとが役には立たないかもしれないけれども幕府の判決を求めるようになったのです。幕府の側は人びとの「期待」に対して、期待を裏切らないように、期待させすぎないように、微妙な匙加減をしながら、様々な手続き的な整備をしていきます。その一環として、このテーブルにどのようにして着いてもらうか、お互いに納得してもら

うのかが幕府裁判の最大の課題になっていきます。こうして幕府裁判の「制度」は展開していくのです。

○研修員Ｂ

先ほど、訴状の送達を誰が行うかという話がありまして、御紹介いただきました中世の日本だけでなく、欧米でも、現在でもですが、訴状の送達は当事者の責任で行うということになっているようです。江戸時代も当事者が行っていたのですが、勝手にはできなくて、町村役人が付き添って訴状の送達をしないと有効な送達ではないというふうに取り扱われていたという話を聞いたことがありまして、鎌倉幕府の時代からそうだったのでしょうか。

○講師

私が先ほど紹介した、幕府の使者に当事者の使者が付いていたという事例はあります。ただ必ずしもそれが制度的に整備されていたわけではないようです。鎌倉時代後半には、使節といって、守護の代官や近隣の御家人を指名して、当事者に対する訴訟手続上の文書の送達を依頼するという仕組みを取るようになります。江戸時代との違いとして、江戸時代は町や村など社会の基層の行政の単位はしっかりしているのです。古代の方も、律令体制といっても、地方では旧国造とか氏族社会がありました。いわゆる中間権力・中間団体を土台にして機能している面がありました。

古代、近世に比べたとき、中世社会の特徴として、信頼のおける中間的な存在が弱く、流動的でした。そのため、中世の権力は、人びとを捉えていくのに苦労して、様々な手段を考えていました。近代において「法治国民の素質」の証として回顧されていくような「裁判制度」が中世、特に鎌倉時代に整備されていく理由の一つだと考えています。

３．判決か和解か

3－1　『沙汰未練書』奥書

では、第 3 章の方に移らせていただきたいと思います。第 1 章でも触れた

『沙汰未練書』は、1323（元亨 3）年頃、幕府の法曹官僚の二階堂氏が子弟たちのために作ったマニュアルと考えられています[35]。例えば訴人とは「人を訴ふる」をいう、論人とは「陳ずる」つまり反論する人をいう、というように訴訟用語や三問三答の手続きの説明をしています。その巻末に書かれた奥書に、裁判官の心得ともいえる長い文章があります。

●史料⑧『沙汰未練書』奥書[36]

以上のことは、関東（鎌倉幕府）・六波羅探題における訴訟の処置のあり方を、私の経験に基づいて記したものである。私以外にも経験のある人は皆知っていることだ。経験のない者は、以上のことから、学んでほしい。およそ「法則」は貞永式目が模範となる。「故実」（慣習的ルール）は、過去の下知や訴陳状の写しを通して学ぶべきである。よい裁判担当者（奉行人）とは、紛争の根本的な事情を考慮し、最終的な解決となるよう心がけるべきである。一時的な利益や、その時点での対立関係などで、熟慮しないで判決をしてはいけない。自分との親近性や、相手の身分に左右されず、根本的な事情を明らかにして、（最終決定者の）よき裁定を求めるべきだ。たとえ一方当事者のほうが完全に正しいと判断しても、（それを完全勝訴とするよりも）、もう片方の当事者が妥協（し譲歩する）の気持ちを示すようであれば、白黒を脇において、（一方の主張のすべてを認めることはせずに）、和談に導くべきである。まして、不適切な判決（によって敗訴とされた側が不利益を被ること）などあってはならない。慎重に判断すべきである。権門（有力者）を恐れながら、貧しい者を助け、あるいは親類を気にかけながら、他人に気を遣うこと。これらの全てを心

[35] 後藤紀彦（1977）「沙汰未練書の奥書とその伝来」（『年報中世史研究』2号）31 頁。

[36] 佐藤進一・池内義資・百瀬今朝雄編（1957）『中世法制史料集　第 2 巻　室町幕府法』（岩波書店）所収。現代語訳は佐藤の作成ですが、東京大学史料編纂所一般共同研究「日本史用語グロッサリーの再構築にむけて」研究会（2023 年 7 月 1 日）での議論を踏まえて修正しています。

がけて、争いごとが起こらないようにすべきである。ただただ穏便な解決法を優先して、正しい道理に基づくべきである。このような人材は、神の守りがあり、仏の教えに叶うものだ。何事にかけても、人情のない苛烈な判断をしてはならない。結局のところ、経験のある（優れた）裁判担当者は、和与（和解）を第一とし、一方、よくない裁判担当者は、（理屈を優先した高圧的な）判決になるものだ。担当者の才覚ある、ということは、つまり、法をよく知っているということだ。法が、実際の判決を否定することは あっても、（その逆に）判決が法を破るということはない。「本文」（中国古典、具体的には孝経の一節）には、「だれひとりとして法を曲げることはできない」、とあるではないか。これは真実である。裁判は、法に基づくべきである。裁判は（人びとの）利益を守るため のものである。（ひとりでも）不利益をうける者がいるような裁判をしてはならない。ひとりの知識で重大な案件の判断をしてはならない。複数の意見によって、判断をくだすべきである。判決は、時々の運次第であり、（常に）完全に公平な結果とはなるわけではない。（そうであるから）大小いかなる裁判であっても、最終判決の時には、心を込めて神仏に誓約するように。決していい加減な気持ちで裁判してはならない。

よろしければ、この御感想などを仰っていただければと思います。

○研修員C

笠松先生の本[37]を読んだ時に、中世の裁判をする人たちは必ずしも法の内容、近いものであっても法の内容を知らなかったというようなことを書かれているのを読んで、裁判官に対する不信というか、あまり頼りにならないというような感覚が当時の人々にあったのかなと。それを反映されたような内容、史料⑧もそういう考え方に基づいている部分があるのかなと思いました。

○講師

史料⑧からは、世間からどう見られているのかを気にする様子を読み取る

[37] 笠松宏至（1983）『徳政令』（岩波書店；講談社学術文庫、2022）。

ことができると思います。私は裁判官への不信という観点であまり見ていなかったのですが、複数の意見できちんと判断すべきだという一節などはそのような視点を交えるべきなのかと思いました。笠松さんの本の、幕府の役人ですら法の内容を十分に知らないという話は、第４章の方で扱いたいと思います。

○研修員Ｄ

私は、民事裁判を合議の左陪席、３人１組の一番若手という立場でやっていた時の話なのですけれども、先輩の裁判官から、和解が一番良い紛争の解決方法なのだというふうに聞いたことがありまして、すごく同じことを言っているなと私は逆に思いました。先ほどの第１章の話と併せて考えると、強制執行というか、権利の実現のための手続というのが確立されていないというところも併せて考えると、話合いベースできっちり解決するところまで持っていけるのが和解、和談というものであって、判決が正しいのだと宣言してみたところでそのとおりになるわけじゃないでしょというところが現代以上にあったのかなと思っております。複数の意見によってというところは、難しい事件は合議でやりましょうという今の裁判所のスタンスというのですか、それとも通じるところがあるのかなと思っていて、私としては今の裁判の現場というのに近い内容が含まれているような気もしたところです。

○研修員Ｅ

現在の裁判に通じるなと感じたことなのですけれども、裁判官が自分でこれが正しいと思っても、それが独善というか、必ずしもみんながそう思うものではないし、それが客観的に正しいということにもなるものでもないと。それは今でも裁判官同士で話すと、自分と意見が違う人が結構いる、こんなに正しいと思ってもそうじゃないと思う人が結構いるなとよく感じるのですが、そういうところから、自分の正義にあまり自信を持ちすぎてはいけないという裁判官の心得で、だからこそ和解という、みんなが納得する方法が一番良いし、納得感が高いのだと言っているように思いました。

○研修員Ｆ

吉川愼一裁判官が書かれた本の中に『請求権基礎』という本があるのですけ

れども、そこには、我が国における紛争解決方式は、まず和解を試み、和解が整わなければ道理のおすところに従って判決をするものだということで、それが古来、ずっと現在に至るまで脈々と受け継がれているということが書かれてありまして、そして歴史的に鎌倉時代からそういうものが脈々と現在に至るまで続いているのかなと思いまして、非常に興味深く拝見いたしました。

○研修員G

ちょっと違う観点から発言をしようと思うのですけれども、判決を出したときの強制力の問題、強制執行の問題、先ほどから発言が出ていますけれども、国家の強制力というのは極めて、中央集権国家であれば荘園領主なんかにも強制力を及ぼすことができるわけですけれども、封建時代の鎌倉の時代において、地方で権力を行使するのは、まさに荘園領主そのものであって、おそらく幕府自身が何か強制力を中央から及ぼすことというのはできない構造だったのだと思うのです。そういうときに、判決をしてみたからといって、それに従う人ばかりではない、むしろ従わない人が出るようでは判決を出すことでむしろ幕府の権威というのは下がっていくという構造があって、なので、むしろ幕府がそういう中央集権でないところで訴訟を行うというのは実は難しいことでもあるわけだと思います。そういう意味では、権力が張り子の虎であることがばれないようにするためにも判決は出さない。そういうリアリズムというのですか、そういうことというのは権力側が考えないといけないことだと思っています。

○講師

最後の方がおっしゃったのは、例えば室町時代になると、足利将軍が、大和国で起きている紛争に停戦命令を出し渋るのです。命令を出しておきながら、無視されてしまうと、幕府の権威に傷がつく、だから、放置しておいた方がよい、と[38]。実際、そのような考え方は、中世、前近代の権力の、先ほどリアリズムとおっしゃいましたけども、政治術の一つでした。中世社会の現実は多くの紛争を生み出し、鎌倉幕府のような裁判してくれる権力を必要としていきま

[38] 呉座勇一（2016）『応仁の乱』（中央公論新社）34 頁。

すが、判決がそのとおりに効力を持ち得ないという現実もあって、権力は「裁判する」ことを期待されながらも実際にはうまく裁判できない、できれば判決を避けたい、中世の権力は大きな矛盾を抱えていました。

○研修員B

今御指摘があった権力の関係というのは、確かに一つ、そういうところはあるのかなと思うのですけれども、先ほど申し上げた江戸時代は、そういう観点から言うと、権力は確立していて、体制もしっかりしていたのですが、それでも和解は積極的にやっていたという事情があります。最初に訴状を持ち込んだ時も、その前にも和解ができないかと言われ、持ち込んでも受付の前に和解はできないかと言われ、受け付けた後も和解はできないかと言われ、お白洲に行った後でも和解はできないかと言われ、というような記録を読んだことがありますが、権力的な面はあるのでしょうけれども、むしろ争いのまま終わらせたくないという感覚的なところが大きいのかなと思いました。

○講師

『沙石集』などの鎌倉時代の説話集でも、北条泰時が武士同士の争いに対して、いわゆる大岡裁きのような形で知恵を働かせて、片方が一方的に損をしないように心配りをする、そのような説話が好まれていました。ですから、争いのまま終わらせない、白黒をつけて、片方に不満を持ったまま終わらせない、それこそがお上のよい裁きであるという考え方があったのは、間違いないのではないかとも思っております。

『沙汰未練書』は、お読みいただいたように、優れた裁判官は、白黒をつけるのではなくて、きちんと和解をさせるのだというところに力点がありました。「御成敗式目」を制定した北条泰時の史料⑦の書状と比べてどうでしょうか。「御成敗式目」には起請文が付いていて、要するに有力者を恐れず、親戚を気にせず、きちんと裁判を行うぞという、そのような覚悟が書かれていました[39]。それらと比べたときに、『沙汰未練書』の著者は、基本的な姿勢は泰時と同じ

[39] 「御成敗式目」起請文は、前掲『中世政治社会思想　上巻』参照。

なのですけれども、有力者や親類の存在によって裁判が左右されてはいけないというのと同時に、有力者も非力なものも親類も赤の他人もみんなに配慮して、要するに争い事が起きないようにしよう、そのようなバランス感覚が非常に強くなっています。

和解とは日本の伝統的なものなのではないかというお話が出ましたけれども、かつての歴史の研究の中では、鎌倉幕府は和解を強制しているのではないか、と考えられてきました。つまり、本来はきちんと審理をして、きちんと物事を明らかにしていくべきなのに、鎌倉末期の幕府は専制的な権力のあり方になっており、無理やり和解をさせている、だから、御家人の支持を失って滅亡していくのだと、そのような議論が３０年ぐらい前までは有力でした[40]。だから、『沙汰未練書』（史料⑧）のような史料はあまり顧みられなかったのです。

ただ、レジュメでは挙げ忘れてしまったのですけれども、『沙汰未練書』成立の約 10 年後、室町幕府の施政方針を示した「建武式目」（1336 年）の第 17 条に面白い記述があります[41]。裁判を行う定例日と開始の時間をきちんと定めることが重要だと書かれています。訴訟が遅れることが人々の憂いの最たるものなのだけれど、といって、審理を早めるということを口実にして、きちんと審理をしないということもよくない、と。時間をかけてでもじっくりと訴えを聴いてくれる裁判がよいのか、とにかく迅速な裁判がよいのか、人びとはどちらも期待しているのですが、両立は難しいのです。室町幕府もまた、鎌倉幕府同様の課題を抱えていたのです[42]。

人びとにすれば、裁判はお金も時間もかかる。鎌倉後期には権力者が直接陣頭指揮を執って迅速な裁判を行うということが徳政、良い政治の一環である

---

[40] 前掲佐藤雄基（2021）。

[41] 「建武式目」は、前掲『中世政治社会思想　上巻』153 頁。

[42] 笠松宏至さんは「裁判のスピードアップと審理の充実。これが超歴史的な二律背反であることはいうまでもない」と述べています（『中世政治社会思想上巻』153 頁）。現在の裁判官にも共感されるところかもしれませんが、この両方が同時に強く為政者に要求されるところに、この時代の特徴があると考えるのが歴史研究での考え方です。

とも考えられていました。後醍醐天皇も、鎌倉末期の執権北条貞時も同様で、朝廷・幕府に共通して為政者のあるべき姿と考えられていたわけです[43]。有り体に言えば、人びとへの権力側のサービスで、人気取りをしたい政治家が裁判することに熱心になる側面もありました。

このような矛盾の中で、裁判で白黒をつけるのではなく、きちんと和解を結ばせようという、奉行人の考え方が強くなっていきます。さらに、訴訟当事者の側も、鎌倉時代の前期にはそもそも裁判所にやってこないのが問題になっていたわけですけれども、終わりの方になってくると、幕府法や裁判制度を利用しながら、交渉のテーブルを自分たちで作ろうとする動きが活発化していきます。

3－2　訴訟当事者間の交渉

ここから講演の本筋に戻っていきますが、訴訟当事者によく引用される式目の条文に第５条があります。

●史料⑨「御成敗式目」第５条

諸国の地頭が年貢を差し押さえて、手元にとどめていることについて

右、年貢を差し押さえて手元にとどめているという荘園領主の訴えがあれば、すぐに決算を終え、勘定（本所の監査）を申請すべきである。横領のことがもし否定できないのであれば、その数字にしたがって弁償しなさい。ただし少分であれば、すぐに弁償しなさい。過分であれば、三年以内に弁済しなさい。それでもなおこの規定に背いて難渋するならば、所職を改易する。

これは、地頭が荘園領主に納めるべき年貢の未納額、横領分が少なければ

[43]中井裕子（2016）「鎌倉後期の朝廷訴訟制度について」（『史泉』124 号）10-11 頁、鷺慶亮（2023）「北条貞時の訴訟改革に関する一考察：「還御教書」の運用を中心に」（『鎌倉遺文研究』52 号、1-29 頁）。

即刻、多ければ３年以内にきちんと払えという規定です。これは結構変な規定だと言われることが多いのです。まず、多いか、少ないかというのは非常に感覚的なものです。あと、横領額が多ければ多いほどその返済期間が長いというのもやや理不尽に見えるわけです。しかし、「御成敗式目」には裁判官のマニュアルという性格があります。つまりこの第５条は、訴訟当事者、具体的には年貢を差し押さえている地頭に対して出されたものというよりは、その地頭に支払能力がなさそうであれば即刻じゃなくて３年以内にしようとか、地頭と荘園領主のトラブルを裁く側の心構えが書かれていたのではないかと思われます。式目が難しいのは、地頭・御家人に知っておいてほしいと北条泰時の書状で書かれていて、実際、彼らに対する内容もあるのですけれども、この第５条のように、むしろ裁判所内部の心構え的な内容も含まれていることです。そのように様々な性格の条文がごっちゃになっているのに、式目 51 箇条として広く中世社会で知られるようになっていくことです。

第５条は、荘園領主と地頭の間の紛争でお互いが非常に多く引用するようになります。まず荘園領主は第５条を長々と引用して払えと言うし、地頭の方は、変な話ですけれども、３年は待ってくれるはずだというふうに考えるわけです。面白いのは、この式目の第５条を地頭が引用して、式目には３年以内とあるけれど５年以内という条件で許してくれるならばきちんと未済分を支払うと持ちかけるわけです。荘園領主側もそれに乗っかってきて、地頭と荘園領主の和解が成立するという事例などもあります。この第５条は、このように当事者間の交渉のツールとして機能していく側面があります[44]。

また、史料①の式目第３５条に書かれております召文違背は、実際に処罰、適用されることがないと申しましたけれども、１３世記の後半ぐらいになると、荘園領主の側から、地頭、御家人が召文に違背をして裁判に出頭してこないのだと幕府に訴えるようになるのです。先ほど式目３５条は適用されなかったと

---

[44] 佐藤雄基（2024）「式目三～五条　守護と地頭―鎌倉幕府と荘園公領制」（前掲『御成敗式目ハンドブック』）117-118 頁。

言いましたけれども、適用しないという原則が決してあるわけではなく、適用される可能性がゼロではなかったわけです。少なくとも適用を求めて、東大寺のような大寺社が幕府に訴訟を起こす事態が広がっていく。

そうなるとどうなるかというと、召文違背の訴訟を経て、寺社と荘園領主と地頭、御家人の間の和解が成立する事例が出てきます[45]。それ以降、召文違背を訴える荘園領主の訴訟と、結果、荘園領主と地頭の和解が成立するという事例とが連動するように増えていきます。召文違背を地頭、御家人がやらかしてしまった場合に、それを荘園領主がきちんと幕府に訴えるようになると、一応、３５条のような条文があるので、地頭が罰される可能性が浮上します。かといって、地頭がどうして幕府に出頭しないかといえば、そういう文書、書面の審査では荘園領主の方が有利な立場にあることが多いわけです。幕府裁判制度の存在とそれに伴う予測可能性を前提にして、地頭が先手を打って、荘園領主側と和解をするという動きが出てくるわけです。

幕府関係者に縁者がいるということを訴訟当事者が相手に伝えて、だから幕府法廷に訴えても自分の方が有利だから、幕府に訴えずに和解をしようと持ちかけるケースもあります[46]。今の感覚では不正行為ですが、こういうケースも含めて、幕府裁判制度の存在をむしろ利用して和解を結ぼう、互いに納得づくで利益を確保できるのであれば、裁判で白黒をつけるよりもコストもリスクもかからない、そのような当事者の意識や動きが確認されるようになるのです。

研究史上、鎌倉後期になると人々の間に規範意識が広がっていくという言い方がなされています[47]。その内実について最後にお話をしておきたいと思うのですけれども、規範意識とは何かといえば、例えば判決とは片方当事者の主張だけ聞いて出してはいけないと、きちんと両方の言い分を聞いて判決を出さないといけないのだと。あるいは、中世には多かったのですけれども、「作沙汰」

---

[45] 前掲工藤祐一（2024）。

[46] 『鎌倉遺文』30533 号。

[47] 新田一郎（1995）『日本中世の社会と法：国制史的変容』（東京大学出版会）。

といって、ダミーの被告を立てて、そのダミーの被告相手に裁判を起こして、ダミーの被告は途中でいなくなります[48]。八百長の訴訟を起こして幕府の判決をだまし取る、そういったような動きがあって、でも、それは駄目なのだと。いけないことなのだという意識が出てくる。重要なのは、それが訴訟戦略の中で、訴訟当事者が幕府に相手のルール違反を訴えるという形で広がっていくことです[49]。

3－3　幕府の方針転換

幕府は召文違背の訴えに対して、地頭、御家人が召文に反して幕府法廷に出廷しなかったからこれを処罰しようということはしなかったのですけれども、だんだん実際に処罰しようとする姿勢を見せ始めます。幕府の裁判制度を前提にして和解が結ばれる動きが出てくるという話を先ほどしましたけれども、幕府の訴訟手続を一種の規範として、その相手の規範破りを訴える動きが出ることも動きの一環であると思われます。

幕府の変化の要因は何でしょうか。訴訟当事者の訴えに押されて、処罰せざるを得なくなったという側面はあるし、要因は複合的なのですが、きっかけとなる事件として、蒙古襲来が想定されます。モンゴル軍が攻めてくるわけで、これに挙国一致で幕府が対応するのです。その時に朝廷や寺社と仲違いをしないようにしようと協力をするわけです。そういう中で幕府の姿勢は基本的に協調路線に傾いていく。それまでは、朝廷のもめ事に関してはなるべく介入しないようにしようという不介入の方針だったのですけれども、例えば蒙古襲来、文永の役が 1274 年にあって、その翌年には天皇家の王位継承問題に介入をし

---

[48] 筧雅博（1992）「法廷に集う人々」（笠松宏至編『中世を考える 法と訴訟』吉川弘文館）74-82 頁。

[49] 近年、石川光年氏が精力的に研究を発表しています。石川（2023）「鎌倉後期の訴訟手続と訴訟当事者」（『人民の歴史学』238，1-11 頁）など。また、黒須智之（2022）「鎌倉幕府訴訟における「承伏」に関する一考察」（『鎌倉遺文研究』49、1-23 頁）、前掲佐藤雄基（2023）187 頁も参照。

て、当時不利だった側、いわゆる持明院統の側の皇子を、かわいそうだからきちんと皇太子に立ててやれと、当時の朝廷を指導していた亀山院に要求をする。どうして幕府はそのようなことをしたのかは、大きな謎とされていたのですけれども、私個人の考えとしては、蒙古襲来という対外的危機をきっかけとして、なるべく内紛を起こさないようにある程度積極的に介入しようという幕府の姿勢の転換があったのではないかと考えています。こうした傾向が朝廷対策、政治の次元だけではなく、裁判の場にも出てきているように思われます。

3－4　裁判制度をめぐる規範意識

しかし、幕府は強権的に紛争を解決する、終わらせることは難しかったのです。そこで幕府は、当時の史料用語では「承伏」といいますけれども、当事者同士が納得をすることを最後まで重視します。最近、黒須智之さんが詳細な検討を加えておられますが、鎌倉時代の後期になると、幕府が積極的に当事者間の合意を作ろうとする様子が知られております[50]。例えば裁判の場で論点を後出しで出すと、幕府の側から、どうしてそれを最初から言わなかったのだと。それはうそではないのかと逆に問うたり、あるいは、例えば原告が訴えている論点に被告が直接答えず、別の論点を出して反論してきたと。そうすると、原告の訴えに応答しないということは、被告はそれを認めているということですねと、そのように幕府が積極的に判断をして、被告も原告の訴えを認めているのだという筋で判決を出すようになります。すると、幕府の側がそのような態度なので、今度は訴訟当事者同士で相手を批判し合うのです。私はこう訴えたけれども、相手の反論の中を見ると、それに対する応答はしていないから、自分の主張は認められた、と。

●史料⑩1332 年の鎮西探題（鎌倉幕府の九州統治機関）の判決文書の一部 （『鎌倉遺文』31918 号）

[50] 前掲黒須智之（2022）。

（前略）（道慶が申すには）覚信と結んだ正中２年（1325）６月１日の和与状によれば、「加徴米や検断以下の収入については、毎年１１月中にこの村（薩摩国谷山郡内山田・上別符両村）で分配する。もしこの和与状に背いて、11月中という期限を破れば、元のように（道慶が）この村の年貢収納を差配してください」ということである。この文書にしたがって、11 月中にこの村からの収入を受けとりたいという旨を（道慶が）覚信に通知したところ、対応してくれなかったので、（鎮西探題に）訴えようとしたとき、覚信が「後の訴訟を塞ぐ」ために先に鎮西探題の命令書（覚信の訴状について道慶に問い合わせる問状）を獲得したものの、訴訟審理を進行させないまま、二年が経過した上、（中略）これは覚信が地頭分の収入を差し押さえて、道慶が訴訟を起こそうとしたとき、先んじて自分が鎮西探題に提訴していると言い逃れるためである。（中略）12 月 16 日に鎮西探題からの命令文書（道慶への問状）を獲得したのち、翌年 4 月まで、訴人として手続きを進行させず、2 年が経って、道慶が（鎮西探題に）訴訟を起こして以後、はじめて（道慶への問状）を持ち出した。覚信の偽りは明らかであるので、（覚信が以前に獲得していた）命令書の効力は認めるべきではないでしょう。（後略）

この史料⑩にみるように、鎌倉幕府のルールでは、一旦訴訟が始まると同じ案件で別の訴えを出せなかったのです。ですから、一旦和解を結んだ後、それを破って現地を横領している側が、自分が訴えられるのではないかということを予測して、先に幕府の裁判所に訴えると。それに対して相手が、自分が訴えられると思っているから「後の訴訟を塞ぐ」ために先んじて訴えを起こしたのだと非難しています。

幕府裁判がある程度制度的に安定することで、一種のゲームのルールが共有され、そのルールを前提にして、ルールの裏をかくような動きも始まる。先ほど規範意識ということを述べましたが、ルールを守らなければならないという遵法意識が内面化されたと考える必要は必ずしもなく、むしろ人びとが「使い勝手のよい」幕府の制度に依存しながら、互いに争い、交渉を図るようにな

る様相を示しているわけです[51]。

中世の権力は流動的でしたが、幕府は 100 年以上長期的に安定して存続し、こういうルールを利用すれば訴訟を受理してくれるという制度がしっかりとありました。幕府の訴訟制度とそのルールへの信頼を前提として、そのルールを利用して、人びとはいろいろな訴訟戦術を展開したり、交渉のテーブルをつくっていくわけです。それが結果的に幕府裁判への期待、そして依存傾向を加速度的に増していくのです。鎌倉時代の前中期にはいろいろな権力が裁判をやっておりまして、幕府の裁判は、One of them にすぎなかったのですが、鎌倉後期には幕府裁判の求心力は増し、訴訟案件も増していくわけです。それをこなしていくのに幕府は必死になるわけです。一方で、皮肉なことに、期待して訴えているのに、期待に応えてくれない幕府に対する人びとの不満も溜まっていく状況がありました。再三繰り返しますが、そのような危機的状況を意識していたからこそ、幕府の実務家たちの間には、『沙汰未練書』のように和解を第一とする言説が出てくるのだと思われます。

４．法・裁判の知識はどのように共有されていったのか

4－1　アーカイブズ

幕府の裁判制度への期待が高まり、人びとが幕府の制度を利用しながら交渉や和解がむすばれていくというお話をしてきました。それではそもそも裁判制度の知識がどのようにして人びとに共有されていたのか、それを最後に話しておきたいと思います。先ほど御質問の中にもありましたように、笠松宏至さんという法制史家が紹介している史料ですけれども、幕府自身は自分が出した法令を把握していないという事態がありました。

次の史料を見てください。

---

[51] この点は、「御成敗式目」に代表される幕府法を人びとが利用していく様相とパラレルだと考えています。前掲佐藤雄基（2023）119 ・187 頁。

●史料⑪　1276（建治2）年の紀伊国阿弖河荘をめぐる訴訟文書

（ｉ）荘園領主側の「雑掌」従蓮が六波羅に提出した訴状（『鎌倉遺文』12369号）

とりわけ湯浅宗親が「平均御式目の状」を主張するものは、明らかな偽文書である。その理由は、その文書の年号月日である。文永５年４月２５日だという。陸奥守殿（北条時茂）が（六波羅探題北方として）在京なさっていたときである。そのときすでに国司の官職を得ていたのに「左近大夫将監殿」と書かれている。また、相模式部大夫殿（北条時輔）が（六波羅探題南方として）在京なさっている最中なのに、そのお名前を載せていない。（ここで自分が入手した）伊与国興島[52]について（六波羅探題宛に）発給された関東御教書は、文永５年２月であり、（文永５年４月よりも）以前の文書である。それをみると、（北条時茂の宛名には）陸奥守殿という官職が記され、（南方探題として）式部大夫殿という名前もみえている。それだけではなく、官長者小槻有家の書状によれば、（時茂が陸奥守という）国司の官職を得たのは、文永４年10月20日であるという。しかし、文永５年４月の日付をもつ文書に（陸奥守ではなく）左近大夫将監殿という本官が載せられているのは、偽文書である何よりの証拠である。この文書が偽文書である以上、「20年以上たった地頭請所は変更できない（という幕府法令がある）」と主張することはできない。それだけではなく、宗親の親類である頼帖佐太郎は、鎌倉幕府の命令書を偽作した罪によって最近、禁固刑にあった。宗親と同じ家に宿泊して相語らっている人が、偽文書を作成しているということは明らかな事実であり、（宗親の提出した幕府法令が偽文書であるということは）ますます確かなことである。

（ⅱ）「地頭」湯浅宗親が六波羅探題に提出した反論（『鎌倉遺文』12372号）

宗親が「平均御式目の状」と称するものは明らかな偽文書であると荘園領主側

[52]未詳ですが、現在の松山市興居島の可能性があります。

は主張している。このことについて、かの「御式目」は、花山院内大臣家が知行国主として治める因幡国の雑掌本願のもとから書き写したものである。本願に問い合わせてほしい。御不審があるようなので、（本願から）借り（て写し）た「大巻式目案」を持参した。それでも御不審が残っているようであれば、宗像入道・塩屋新三郎入道・源馬入道心蓮（いずれも六波羅探題奉行人）たちに尋ねてほしい。その「御式目」について知っている。お尋ねになったら、明らかになるだろう。

ある御家人が、1268 年に 20 年以上請け負っている所領は変更できないという幕府の法令が出ていると主張し、その幕府法令の写しを幕府に提出するのです。それに対して相手側が、それは偽文書ですと主張します。その偽文書である理由を、史料⑪で非常に事細かに述べています。最後には、訴えている地頭の親戚は幕府文書の偽造で捕まった人間であるから、彼と親しい地頭が偽文書を作成していることは非常に蓋然性が高いとまで述べています。

それに対して地頭は反論します。偽文書だと荘園領主側は言っているが、これは私が花山院という上級貴族の下にいる雑掌、つまり荘園領主や貴族に仕えている弁護士、エージェントですね、本願という名の雑掌から書き写したものなのだから、ちゃんと本願に問い合わせてほしいと。そして、六波羅探題の奉行人の名前を４人ほど挙げて、不審が残るようであれば、この人たちであればきちんと知っているはずだからお尋ねになってほしい、そうすれば私が持ち出した平均御式目の状が偽文書ではないことは明らかだと反論しています。

ここで面白いのは、この訴訟は 1276 年に起きていて、その８年前、1268（文永 5）年に出された文書が偽文書かどうか、六波羅はすぐには分からないわけです。この奉行人なら知っているはずだと地頭は指名するわけですが、指名されている六波羅探題の奉行人は、どうも地頭の湯浅と個人的に親しい関係にある可能性がある、敢えて言えば、通じている可能性が高い人たちで、その辺りも難しい問題があります。

笠松さんは、幕府は自分自身できちんと法の記録をしていなかったと指摘し

ています。今風に言うと、アーカイブズが未発達だったのです。それはなぜかという問題があります。もちろん、火事で燃えてしまったという実際上の理由もあるのですけれども、それは多分本質的な問題ではないのです。最大の理由は、当時の官僚機構が、担当者個人が個人で請け負う体制に変化していたからです。結局、個人営業のような形で、記録や文書が役所に残らず、担当者が自分の家に持ち出して、そこで保管をする。役所の建物はなくて、敢えて言えば、役所とはその担当者の個人の家であるという体制のあり方に起因していると思います。

先ほど見た『沙汰未練書』が、二階堂家という家で作られた、子孫のためのマニュアルだったことも思い出してください。８世紀にできた律令国家は、きちんとした今風の役所、官僚組織を作っていたのですけれども、それが１０世紀以降、維持されなくなっていきます。そして、役人は個人として仕事を請け負うかたちになります。その奉公の代償として、貴族、天皇家、あるいは幕府から所領を貰ったり、保証されたりする体制になります。

これは大変なことでした。裁判官を含む役人がサラリーをもらえなくて、自力で所領を得て収入を得なければならないのです。鎌倉時代にはそこまではっきりと分からないのですが、室町時代になると役人が賄賂を取って、室町幕府の奉行人自身が荘園領主などの弁護士的な活動をして生計を得るようになります。競争も激しくて、没落する家も多いです。家社会という点では江戸時代も同じように見えますが、江戸時代は、家とか、家を土台にした町や村がしっかりしているのですが、中世は家も村も町も結構浮き沈みが激しい、競争の激しい、そのような社会でした。

非常に分権的で流動的な社会で、法の姿はなかなか見えにくいわけです。そのような中で、御成敗式目が皆に知られている法として存在感を発揮していきます。この御成敗式目がどうして例外的に有名な法となり得たのかは新書『御成敗式目』の大きなテーマでしたが、新たな武士政権ができて武士が全国で拡大する、そういった新しい状況の中で、混乱への対応が幕府に求められていく中で、皆が利用したり参照したりする共通の語彙なり、交渉のツールとしての

役割を果たしていった、うまく当てはまったという側面は無視できないわけです。

4－2　幕府と当事者の法実践

このような動きの中で、幕府の奉行人はどのような存在だったのでしょうか。法の専門家なのかは、若干微妙です。幕府の奉行人に期待されていたのは、沙汰をすることでした。沙汰とは裁判という意味もあるのですが、広くいえば、幕府のいろいろな仕事、その実務を意味する言葉でした。沙汰の専門家、実務家であって幕府法の専門家ではないわけです。

幕府自身が御成敗式目の解釈を間違ってしまい、それを訴訟当事者が指摘をして、やり直したというケースもありました[53]。式目第 12 条には、裁判のときに「悪口」を吐いたならば、たとえ勝訴したとしても係争地を相手方に引き渡すという規定があったのですが、裁定者自身が式目の趣旨を取り違えてしまって、「悪口」を吐いた勝訴者から所領の半分を没収して、敗訴者に引き渡すという判決を出してしまったのです。勝訴者の反論を受けた幕府は、その反論を認めて、裁定をやり直しています。

鎌倉幕府の法令を見ていると、立法技術に未熟さがあり、そこを突いた当事者が自己に有利なように条文解釈をし、あるいは抜け道を利用する動きがおこり、それに対応して、幕府が法制度を整備せざるを得ないという状況が観察されます。そうした「いたちごっこ」が始まるきっかけが、誰でも知っている有名な法「御成敗式目」制定です[54]。式目第 24 条は、亡夫の所領を取得した「後家」が再婚した場合、所領を没収するという内容ですが、所領没収を逃れるために病気にかこつけて子息・親類に所領を譲って幕府の安堵を得てから、再婚に及ぶ女性があらわれたようです。1238（嘉禎 4）年に幕府は重病危急

---

[53] 渡邉俊（2024）「式目九～十五・三十二～三十四条　罪と罰」（前掲『御成敗式目ハンドブック』）206 頁。『鎌倉遺文』11945 号。
[54] 前掲佐藤雄基（2022）。

の時以外の後家による遺領譲与を禁じています[55]。

訴訟当事者である武士や地頭が自ら式目や様々な追加法を読み、その抜け道を考えていたのでしょうか。今日は詳しく述べられませんが、恐らくは今でいう弁護士的な存在がいたのではないかと思われます。それは荘園領主の下にいる実務家、雑掌と同じように、エージェント的な存在です。そうした条件がある中で、荘園領主も地頭も御家人も裁判をやっていくが、幕府と訴訟当事者のあいだで、法解釈をめぐるやりとりがあったわけです。

●史料⑫　1239（延応元）年の鎌倉幕府の判決文書の一部（『鎌倉遺文』5496 号）

新しい日付をもつ前薩摩守公業法師（法名公蓮）の財産譲与文書にしたがって、息子の公員が出羽国秋田郡湯河沢内の湊の地頭職を支配することについて、

今年 6 月日の日付をもつ公蓮から公員への譲与文書によれば、「この所領は、奥州合戦（1189 年）の時、軍功によって、故頼朝殿から賜ったものである。頼定の妻（公蓮の二女である薬上）に譲ったが、公蓮に親不孝をしたまま死去してしまった。彼女の子どもたちにその所領を相続させることはさせず、『悔い返し』（親が子への譲与を取り消すこと）て、公員を嫡子として譲る。（この悔い返しは）式目に載っている。公蓮が計らって定めたことを違えることがないように」という（原文は仮名で書かれていた）。頼定の反論によれば、「公蓮は元久元年（1204）9 月 29 日に（公蓮の）亡妻藤原氏女に所領を譲り、承元四年（1213）7 月 29 日に藤原氏は娘の薬上（頼定妻、助局）に譲り、その譲与文書には公蓮も加判した。その文書を根拠にして、貞応元年（1222）12 月 23 日には北条政子に言上して、『間違いがない』という（政子の）お返事を賜った。寛喜 3 年（1231）4 月には（鎌倉幕府から）権利文書を賜った。助局（藤原氏）が今年の 4 月 8 日に急に逝去してしまった。譲与を

[55] 追加法 98。

定めた遺言状はないが、三人の子どもたちが生きている。当然彼らが相続すべきであるのに、公蓮が突然、他の（公蓮の）子（＝公員）に譲るというのは、とんでもないことである。北条政子の時代に幕府が決定したことは改めることはしないという幕府の決定があるでしょう。どうしてこのことに限って、それに違反するというのでしょうか」と。幕府が定め置いた法（式目）とは、「歴代将軍と北条政子の御成敗」だが、旧領主と現在の領主との間のことである。決して父と娘の間のことではない。そもそも息子・娘に所領を譲与するとき、新しい日付の譲与文書に効力を認めるということは、その法（式目）にも書かれている。そうであるので、定め置いた法（式目）や類例での先例のとおりに、後の日付をもつ公蓮の譲与文書の効力を認めて、公員が湊の地頭職をもつように。将軍家の仰せによって命じるところは以上のとおりである。

御成敗式目の、北条政子の時代の判断として、御家人に与えた所領を幕府は理由なく取り返すことはできないのだという式目の規定を拡大解釈して、親子間での財産相続に対して幕府が保証をしたことについて、そうした安堵にも適用されるのだと当事者が主張するのですけれども、幕府は否定します。つまり、あくまで式目第 7 条の内容は元の支配者と新しい支配者、その関係性の中で言われていることであり、式目を拡大解釈してはいけないのだと。

しかし、面白いのは、1258（正嘉 2）年以前には、源氏三代の将軍と北条政子の時代の御成敗に関して今更再審理はしないのだという法が成立していたらしいのです[56]。式目第 7 条のように御家人への所領給付に限定した話ではなくなっています。つまり、訴訟当事者が幕府法を拡大解釈したり、都合よく利用する動きに引きずられる方向で、幕府自身も式目を拡大解釈して運用していったことが見えてきます。よく言えば社会の実情に合った形で解釈、運用されていくわけなのですけれども、その背景には、結局幕府自身も、地頭、御家人、

[56]追加法 321・322。下村周太郎「式目七条　不易法―政治と訴訟との関わりから」（前掲『御成敗式目ハンドブック』）158 頁。

あるいは地頭、御家人の下にいる雑掌もあまり差がない、有り体に言えば半専門家的な存在だったという事情があったように思われます。

これは朝廷の法体系すなわち「公家法」と比べたときに明らかに大きな違いです。公家法では明法家という専門家がおりました。これは奈良時代に作られた大学の学科、明法道に根拠を持ち、律令法の解釈に根拠付けられた意見書を作成することを仕事としていました。彼らは、１２世紀には、中世社会の新たな実情に沿って律令法を再解釈し、新しい社会の実態に合わせて運用していくことを志向していきます。ただ、明法家自身はあくまで意見をするだけであって、裁判官ではありません。

それに対して奉行人は法の専門家ではなく、『沙汰未練書』に引きつけて言えば沙汰の専門家でした。そういった専門家、非専門家の区分の曖昧さは、先ほど言った法と法でないものの間の曖昧さにも対応します。つまり御成敗式目は有名な法として存在をするのだけれども、それ以外に幕府の様々な指令、その時々の判断、そういったものが法として、その後効力を持つかが非常に曖昧な問題でした。そうであるからこそ、人びとは自分に有利な証拠をこれは法であるとして主張しますし、法を利用して裁判に参加してくるわけです。

皮肉なことに、幕府自身が法とは何か、法の記録保存も含めて、しっかり分かっていなかったことが、人びとの法への期待を掻き立てたのです。幕府法の解釈において、幕府の奉行人が特権的な権威をもつ専門家ではないということ、訴訟当事者たちも幕府に対して「あなたの定めた法はこういう解釈ができるのですよ」と自ら解釈を示して、自らに有利な判断を引き出すことができたこと、こうした法をめぐる人びとの実践こそ、鎌倉幕府における「制度」の本質を考えるときに決定的に重要です[57]。

皮肉なことに、奉行人が専門家でなかったからこそ、幕府法は広がり、広く

---

[57] 中世史の研究では「当事者主義」的な動きと表現されていますが、訴訟当事者の動きに対する幕府側の動きもまた重要であり、両者の「実践」の相互作用が次々に新たな「制度」を生み出していくダイナミズムを捉える必要があります。

利用されました。真面目な奉行人たちは『沙汰未練書』のようなテクストを作成して、その学習を始めますし、和解によって紛争解決を導こうとしました。しかし、結局のところ、人びとの期待に応えていくには、鎌倉幕府はあまりにも小さい存在だったのです。

５．おわりに

中世は非常に分節的な社会でした。権力の所在が曖昧な中で、誰がどこで裁判するのかも自明ではありませんでした。だからこそ、三問三答に象徴されるルールや作法ができてくるのです。幕府という権力体が、訴訟制度や御成敗式目のような法をつくり、それが広く知られていくと、訴訟当事者や幕府以外の様々な権力が幕府の制度をモデルとして利用していきます。非常に分裂していく中で、幕府の手続が、交渉や対話のテーブルを作っていく上で役に立っていくからです。その中で、幕府のやり方に対する信用、信頼も出てくるわけです。

今日は詳しく話せないのですけれども、１３世紀末以降、幕府では先例主義が大きな特徴となっていきます[58]。その中でアーカイブズ、記録保存にも力を入れていく痕跡が確認できます[59]。例えば『吾妻鏡』という歴史書が編纂されたりもします。先例主義的な傾向が強まる中で、幕府裁判に対する予想が立つ。それは和与、和解が推奨され、広がっていく前提としてあるわけです。幕府に対する期待、依存が高まって、幕府法廷に人が殺到する。すると、当然、訴訟は遅れてしまう、お金も時間もかかる。それに対する不満が生じると、その不満の解消を目指して幕府は、制度の修正変更を繰り返していきます。一応、秩序としては１００年、機能して回っていくわけです。

後醍醐天皇の倒幕運動を直接のきっかけとして滅亡しますが、鎌倉幕府の法と裁判は、室町幕府の奉行人、室町幕府の政治や法にも影響を与えていきます。さらには江戸時代まで続く武家政治の一つの原点として、「御成敗式目」は尊

---

[58] 細川重男（2000）『鎌倉政権得宗専制論』（吉川弘文館）。
[59] 高橋一樹（2004）『中世荘園制と鎌倉幕府』（塙書房）。

重されていきます。

後半は駆け足になってしまいましたが、これでひとまず私の方の話は終わりにさせていただきたいと思います。御清聴、ありがとうございました。

【質疑応答】

○司会

佐藤先生、どうもありがとうございました。それでは、質疑応答の時間とさせていただきます。これまでのお話の中でも、またこの機会の御質問ということでも結構でございますし、あるいは御講演を聞いての感想ですとか、意見交換の際に言い足りなかったことなどでも結構でございます。

○研修員H

最後のお話で、幕府はアーカイブズを整備していて、いろいろな知識も蓄えていくということに力を入れるようになったという話がありまして、これは私どもも非常に参考になるなというふうに思いました。今、実は裁判所は裁判記録の保存という問題に力を入れているところでございますけれども、もちろん裁判記録そのものの保存もそうですし、あるいは歴史学者の目から御覧になられて、例えばこの中世、鎌倉幕府でこういう文書を残してくれればよかったのにと思われるようなことがございましたら、私どもが今後どういう記録を後世の学者のために残していくべきか、参考になる御意見があればぜひよろしくお願いいたします。

○講師

歴史の研究をする立場から言えば、最終的な判決はもちろんなのですが、それ以前のプロセスを示す記録が欲しいです。奉行人が和談を勧めるといっても、その具体的な様子を残している史料というのは実はほとんどないわけです。判決に至らなかった、途中で和解したような案件、そのための中間的なやり取りの記録は、その当時の社会の実態を、あるいは紛争解決のありようを探るときに参考になるので、膨大な量になってしまいますが、残っていると参考になります。

○研修員Ｉ

私は裁判の迅速化について伺いたいと思います。この時代から裁判の迅速化というのも問題になっていたというふうに分かり、大変勉強になったのですけれども、この時代のお話を伺っていると、送達にも時間がかかるでしょうし、執行にも時間がかかると。三問三答以上やっているということになれば相当な時間がかかるだろうということは想像されるのですけれども、先ほど講師の講演の中にもあったように、早ければいいわけでもないと。充実している必要もあるという中で、早く裁判をするというために具体的にどのような工夫を行っていたのかということについて伺えればと思います。

○　研修員Ｊ

関連して、三問三答になっていく過程で、どこか奉行人がこういうふうにやったからそういうふうにできたのだとかいう話があればお伺いしたいと思いました。お願いします。

○講師

鎌倉幕府も、あるいは同時代の朝廷も、政治改革の目玉が、迅速な裁判になっていました。鎌倉幕府の訴訟制度の整備についても、例えば泰時の死後、北条時頼は裁判の迅速化のために引付衆を設置します。時頼は本来嫡流ではなく、兄経時の死によって若くして権力を継承して、不安定な立場でした。そういう立場の為政者が迅速な裁判を行うことは、御家人たちの支持を取り付けるために大事なことでした。

裁判をなるべく短くしていこう、更に言えば、為政者自身が裁判の場に出向いて、役人、奉行人ではなくて、直接自分が陣頭指揮を執っていこうという、大きな動きが鎌倉時代にはありました。訴訟当事者からすれば、きちんと審理をしてほしい、更には自分の訴えをきちんと聞いてほしい、事細かに聞いてほしいのだけれども、一方で長引くと困る、こうした矛盾がある中で出てくる動きなのだと思います。

三問三答の制度のできるプロセスははっきりとは分かりませんが、迅速な裁判を求める訴訟当事者の要望に応じた結果だと推測しています。

○研修員K

私がお伺いしたいのは、御成敗式目については、それまでの律令による、輸入された法規範ではなくて、日本にあった先例とか道理、こういったものを明文化したという話を伺ったことがあります。ここでイメージされている道理というのが具体的にどういうものであったのかと。あるいは、当時の日本人に道理というのがどういうふうなものとして理解されていたのか、その辺りについて、もし教えていただけることがあればお願いしたいと思います。

○講師

「道理」とはなかなか難しい言葉で、様々な解釈や議論がなされてきました。たとえば理性や正義、人々の公平感覚などですね。私自身、鎌倉時代の史料に道理という言葉は実際にどのような形で出てくるのかを検討してきました。

式目のベースは武家社会の先例である、先例が法になったということが教科書などにも書かれているのですけれども、実際には、鎌倉時代の社会はかなり新しい事態が頻出をしていて、昔からの伝統、昔からの先例を基に回っていく社会ではなかったのではないかというふうに私自身は考えています。そういう中で、実はかなり新しいこと、少なくともそれ以前は自明ではなかったことをルールにしていく際に、頼朝の先例や道理という言葉によって正当化していく側面があるのではないか、これは私自身の考えなのですけれども、そのように考えています。

道理という言葉は、要するに物事に内在する理、ありようで、幕府が個別具体的な人々の事情、争いの内容に耳を傾けて、その中で折り合いを探って紛争解決を導くことに密接に関わっていると思います。「道理」という言葉を今の言葉で言い換えると何か。難しいのですけれども、物事の個別具体的な事情なり、それに近いニュアンスがあるのではないかと思います。それでも幕府は一律のルールを定めるわけです。そういうときに「理非を論ぜず」つまり道理があるかないかをいちいち確かめずに、こういうふうになったらこうしますという、そういう形で一般的なルールを作っていくのです。先ほど私は、道理とは個別具体的な事情なり、その中での道筋に近いのではないかということを申し

ましたけれども、そういう事情を考慮するのだけれど、それにもかかわらず、理のある、なしにかかわらず、こういうふうになったらこうするのだという一般的なルールを作っていくこととの表裏一体の関係にあると考えている次第です。

○研修員Ｌ

一般論として、日本人は和を重んじて訴訟が嫌いだというような、日本人の訴訟観というのがいろいろなところで指摘されているのを見聞きしたことがあり、十七条憲法に由来するであるとか、そういう話を聞いたことがありました。この御成敗式目も１７条というところもそこに由来している可能性もあるというような話も出てきましたが、一方、裁判所に入ってみると、こんなに訴訟するのが大好きなのかと思うような方も時々見かけるところでして、中世においての日本人の訴訟観というものが佐藤先生から見てどのようなものだったのかというのをお聞きしたいなと思っているのと、一つ、今日のお話と先生の資料を拝見して思っていたのが識字率との関係でして、当時の日本人は恐らく識字率が相当低くて、訴訟を起こすための文書を作るにも相当ハードルがあるし、裁判所からそういう下知状ですか、判決文を出したとしてもそもそも内容が理解できたのかというところや、その内容を理解していないがために強制力がなかった可能性はないのかなと。そういう意味で、訴訟を起こすことのハードルというのをどの程度感じていたのかという辺りを、先生の御意見を伺えればと思います。

○講師

訴訟嫌いの日本人というのは、特に法社会学でいわれていて、その中でよく引き合いに出されるのは、鎌倉時代はこんなに訴訟していたじゃないか、みたいなこともいわれるわけではあるのですけれども、難しいのは、現在の訴訟観というのはともかくとして、中世人の、鎌倉時代の訴訟観ですよね。訴訟しないで解決するのであれば、例えば親戚であれ、近隣の住民であれ、そちらの方で解決した方がいい、という考え方はあったのではないかと思います。鎌倉までいくのは大変だからです。ただ、構造的な問題として、中世は荘園制の社

会で、京都の荘園領主から網の目のように全国に細い糸が渡っているような形で、なかなか地域の中でも一つにまとまれない。これが中世のかなり本質的な問題で、例えば京都で、中央政界で内乱が起きるとそれが地方にも波及する。そういう形で源平合戦とか南北朝内乱も起きていくのですけれども、その裏返しで、本来はローカルなところで解決できるような問題でも関係者が広がっていって大きな問題になりやすいという構造があったと思います。

つまり訴訟観に関していえば、自分たちの力で解決したいのだけれども、関係者が伝手を頼って幕府や権門を頼っていこう、いわば抜け駆けして外部の権力を頼ろうという動きが常にあって、ローカルなところでなかなか解決できない、負担は重いのだけれども、訴訟で戦わざるを得ないのだと思います。だからこそ、知恵を働かせて、和解を導いてくれる権力者は有難い存在なのです。

もう一つの識字率の問題、これは実は私もかなり関心を持っているところで、重要なご指摘だと思います。第 4 章で雑掌の話をしました。ある程度文筆能力のある人間がいろいろなところに雇われて文章を代筆したりしていました。関東の武士を見ていると、例えば頼朝の時代の段階では、恐らく紙で書いて紙で訴えを起こしてはいないのです。直接、頼朝の御前に行って、例えば鎌倉、今で言うと南関東の武士の所領をめぐる争いを口頭で訴えて、相手とも頼朝の御前で、口頭でやり取りをしていたのです。ところが、ある段階、鎌倉時代も後期になると、口頭ではなく、文書でやり取りをすることの比重が高まっていきます。その過程で、武士としては不満というか、主人である将軍なりに音声で、フェイス・トゥ・フェイスで訴えれば、そこで自分の事情を伝えられたのに、文書主義の社会になることで、幕府と武士との乖離が生じたのではないかと考えられます[60]。識字率といっても、有力な武士と地方の武士と、武士の中でもかなり階層差があって、文書主義の裁判への流れにうまく乗っていくことができる人たちと乗っていくことのできない人たちとがいました。

---

[60] この問題に関しては、蔵持重裕（2007）『声と顔の中世史：戦さと訴訟の場景より』（吉川弘文館）。なお、拙書評（2009）『法制史研究』58、184-191 頁も参照。

とりとめもない回答で申し訳ありません、識字率の問題は非常に重要な問題で、私自身、宿題を課された気持ちです。ありがとうございました。

○司会

まだ質問、挙手やＱ＆Ａをいただいているところでございますが、ここで研究会を締めさせていただきたいと存じます。実は、司研で法制史の研究会をさせていただくのは新機軸と言っていい状態でございまして、佐藤先生には、この企画について初めてだということを率直に申し上げた上で、いろいろなお願いをしてまいったところでございます。佐藤先生に御配慮いただき、裁判官にとってどういうお話がいいのかということを隅々まで御検討いただいた上で本日のお話をいただいたということを、皆様、お感じになったのではないかと思うところです。先生からも最後に何か裁判官へのメッセージを一言いただけますと助かりますが、よろしいでしょうか。

○講師

今日は御清聴いただきまして、ありがとうございました。特に様々な御質問をいただいて、私自身、きちんとまだうまく答えられていない部分もあるのですけれども、私自身にとっても今後の課題として受けとめたい問題は多かったです。最初の方にも申しましたけれども、過去と現在で、社会のあり方、構造のあり方の違いを踏まえた上で、普遍的な問題にどう迫るのか、考えていくことができればと思います。今日はどうもありがとうございました。